

Title	日本に於ける捨子の研究
Sub Title	
Author	徳田, 彦安(Tokuda, Hikoyasu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.4 (1928. 12) ,p.1(467)- 106(572)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19281200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史

學

第七卷 第四號 昭和三年十二月

日本に於ける捨子の研究

序論

親がその愛する子供を、養育より離して捨てるといふ慣習は、世界の多くの種族の間に存してゐたである。遠くはギリシャ・ローマにて、捨子が盛に行はれ(註一)、支那にても、捨子の事實は諸記録にえ(註二)、又臺灣のサイセツト、ブヌン、ブユマ等の諸族は雙兒を生む時は、これを不祥なりとして郊に捨てるといはる(註三)。これは、獨り過去に於てのみならず、現代の社會に於ても、親が恥辱の念或その子供の養育の負擔に堪へないといふ理由を以て、自己の愛子を捨てる事は、吾々の屢々耳にする

である。然らば我國に於て捨子なる事象は、過去の社會に存在したであらうか。果して存在したとすれば、如何なる形式の下に行はれたであらうか。今これを一二の記録に徴するに、例へば、日本書紀(註四)に、

生蛭兒雖已三歲脚猶不立故戴之於天盤櫟樟船而順風放棄

とある。廄甲斐無き子の生育に耐へざるより、之を捨てた例とみる事が出来る。政事要略、清和天皇貞觀九年三月七日の條にも(註五)、

右少史大春日安永仰云、右少辨藤原朝臣千葉傳宜、右大臣宜、京中諸人、捨男兒於道路頭、遂爲犬馬、見害喫、是則職吏之不治、人民之不仁、宜檢非違使每見此事、召當條領令歎并町長等重加勘賞、當俾送居施藥院、准其狀必申官者、

とあり、民間風俗年中行事(註六)も同様に、鴨川の西に悲田院施藥院があつて、捨子を救つた事を記し、嵯峨の清涼寺始祖圓覺上人は捨子であると述べてゐる。翻つて、律令をうかゞふに、戸婚律の部(註七)には、「凡ソ異姓ノ男ヲ養フ者ハ徒一年、與ル者ハ笞五十、其ノ遺棄ノ小兒ハ年三歳以下ナレハ異姓ト雖收養スルコトヲ聽ル、即チ其ノ姓ニ從フ」として、凡そ男子を養うて子とするのは、必ず族類に求むべきものであるが、唯三歳以下の棄兒のみは、其除外例として、他姓たりとも養うことを聽されたのである。日本後紀、和氣朝臣清麻呂の薨を記す條(註八)に、

姉廣虫及笄年許嫁從五位下葛木宿禰戸主(中略)寶字八年、大保惠美忍勝叛逆伏誅(中略)
亂止之後、民苦飢疫、弃子草間、遺人收養、得八十三兒、同名養子、賜葛木首

とあるを見れば、以て上記律文の能く當世に行はれたることを證して餘あるものである。更に續史愚抄、後花園天皇寶德二年七月廿三日の條(註九)には、「弃異兒於七條西洞院形如馬者」とある。以上列舉したるは、二三の例に過ぎざるも、要するに我國に於て、捨子なる事實は既に平安朝時代の前後には、盛んに行はれてゐたといふ事を知り得らるゝと思ふ。

かくの如く捨子なる事象は、世界の多くの種族の間に存在したのであるが、吾人は本稿に於てはこれ等の種族間に存した所の、或は現に存する所の捨子なる事象の總てを觀察考究せんとするのではない。云ふ迄もなく、捨子なる事象(捨子に限らず總ての事象に就いてもその通りであるが)を研究するに當つては、該事象に屬する總てを取扱ひ觀察するのが至當である。これを時間的に云へば、この事象の起原(相對的意味の起原)に迄溯り、空間的に云へば、この事象の存するあらゆる種族に亘つて、果して各種族に如何に表現されてゐるか、如何なる形式を以て、行はれてゐるかを探求し、歸納的、實證的に捨子なる事象の本質を究明すべきである。然しひら、吾人はこの限りある紙面に於ては、到底その希望を達する事は許されない。それ故、吾人は便宜のため本稿に於ける觀察の範圍を、「日本に於ける捨子」に縮少し、且、その敍述の範圍を特に、「徳川時代に於ける捨子」に限定したのである。徳川時代以前の捨子なる事象、其他外國に存する捨子に

關しては、又他日之を發表して、諸賢の御示教を仰ぎ度いと考へる次第である。

吾人はこゝに本稿に述べる所の範圍を決定したが、序論を終るに當つて、吾人の研究態度について一言しておき度い。吾人は前にこの事象を歸納的、實證的に考究するといつたが、吾人はこれと同時に、吾人が捨子に關して有する常識を放棄し、吾人の感情的要素を出来るだけ排斥して、白紙無知の態度を以てこの事象に面しなければならない。何となれば、この常識は實際上の諸要求に應じて、何等の方法なしに形成された科學的價値に乏しいものであるからである。次に吾人は捨子なる事象を倫理學的見地から觀察するのではない。「倫理學が普通設定するところの問題は觀念に關與する。それが知らんとするところのものは、何處に權利の觀念、道徳の觀念が成立するかと云ふことであつて、道徳、權利の具有する性質の如何なるものであるかといふことではない」(註十)。吾人はこの倫理學の方法をば、吾人の捨子の研究に用ふるのではない。吾人は在るところの狀態を究むるのであつて、倫理學的目的たる、「在るべきところのものを定める」(註十一)のとは異なるのである。これよりして、吾人はこの捨子の事象をば、形式的に客觀的に觀察するのである。こゝに客觀的に觀察するといふのも、主觀に對立した一の實在として取扱ふ事で、社會事實を物質的事物に還元することでは勿論ない。「社會事實の客觀性は、意識の内に於けるその社會事實の persistence により示せらるる」の客觀性(objectivity)である。單に意欲(willing)を以てしては、これを變へることも、移す(remove)ことも出來ないのである。(註十二)。「吾人は吾人から

逸出する内部的事物をば、それを象徴するところの外部的事實に代用し、たゞ後者を通してのみ前者を研究しなければならない」(註十三)のである。そこに吾人は現象の心的過程を研究する心理學とは別の方に向に、該現象の性質を尋究し得るのである。最後に吾人は時間的にはこの現象の起原(總ての起原は神祕の中に失はれてゐる(註十四)といふ意味に於て、こゝに起原といふも相對的の意義の起原である)に迄溯り、空間的には、捨子の慣習を有するあらゆる種族に亘つて觀察すべきものである事は上述せし如くである。これは、吾人がこの現象の原始狀態(lower-presentation)に特殊の價値があるとするからではない。否それは却つて粗雑である。吾人がこれより何か獲る所があるといふのは、捨子の事實や關係が、この事象の起原の狀態に於て、比較的容易に了知し得らるゝと信ずるが故である。けれ共吾人は、前述の理由によつて、この目的を十分に達する事が出來ない。従つて吾人は我國の過去の社會に於て、最も多く記録の上に見ゆる、徳川時代の捨子の事象を中心として考究することとしたのである。吾人はかくして、既述の態度を以て、既述の範圍に於て、捨子が如何なる場合に如何に行はれたかといふ捨子の形式、捨子が當該社會の社會的目的に對して、如何なる關係を有したかといふ捨子の社會的機能、並びに捨子は如何なる性質を有するものであるかといふ事を論述しようと思ふ。吾人は先づ最初に、徳川時代の社會的形態より述べよう。

(註1) Goodsell, Willystine; *The family as a social and educational institution* 1915. p. 125

日本に於ける捨子の研究(徳田)

(註1)

五

- (註1) 坪井圖識補二ノ七、左氏傳、襄公、七等多くの書に見ゆ。
- (註2) 岡松參太郎著、臺灣番族慣習研究、第四卷、一六七頁。
- (註3) 日本書紀、國史大系本、第一ノ六頁。
- (註4) 改定史籍集覽編外、政治要略、六六五一六六六頁。
- (註5) 坂内直頼著、山城四季物語、國書刊行會本、民間風俗年中行事、一〇六頁。
- (註6) 有賀長雄編、日本古代法釋義一八九一—一九〇頁(法曹至要抄拔)
- (註7) 日本後紀卷第八、六一七
- (註8) 繢史愚抄、國史大系本、第二ノ二九一頁。
- (註9) 繢史愚抄、國史大系本、第二ノ二九一頁。
- (註10) Durkheim; Les Règles de la méthode Sociologique p. 30
- (註11) Lèvy-Bruhl; La morale et la science des Mœurs p.15
- (註12) Gehlke; Durkheim's contributions to the sociological theory, Durkheim's méthode chap. VI. I.
- (註13) Durkheim; Les Règles de la méthode sociologique p. 28
- (註14) Sumner; Folkways, p.7

I 德川時代と捨子

吾人は捨子なる事象が、徳川時代に社會事象として存在したといふ事と、その時代の社會形態とは如何なる關係にあつたであらうか、といふ事を少しく考察して見よう。徳川時代の社會形態に就いては、既に諸學者の研究せしもの多々あり、吾人がこゝに述べんとする所も、畢竟諸學者の説明と、大同小異

であるかも知れないが、然も吾人は、吾人の第一章に掲げた研究の態度に基いて論ずるのは、敢へて徒言に非ずと考ふるが故に、以下極めて簡単に觀察することとする。

徳川時代は一言にして云へば、中央集權的封建制度の社會である。かの戰國時代に群雄割據して、弱者は強者の爲に併呑され、土地の兼併著しく、從つて大領主を生じたりしも、徳川氏起るに及んでは、全國の権要なる土地は、殆んどその直領地として掌中に收め、その結果他の諸侯に比し隔絶せる大勢力を有した。(徳川時代が封建社會なりや否やに關しては學者間に議論なきにしもあらざるも、吾人はこの時代を以て封建制度の社會にあらずとの説に賛同し得ない。)この時期に於ては、封建制度遺憾なく發揮せられ、社會の階級別といひ、土地的關係といひ、夫々統一ある組織を保ち、主從の關係の如きは、前代よりも一層確實さを増し、固定的であつた。従は主に忠義、殊に軍事的忠勤を盡すといふ條件を以て、臣下たる者が、自己の上級の主權者より領土を受けて、之を治め、一方領土の所有は世襲であつた。自分の領土内の臣下に對しては絕對の權力を有し、他方領主たる者は、總て上級主權者の監督の下に立つたのである。かくして中央集權的なりし事は、延いて地方諸侯の權力に減少を來し、戰國時代に比すれば、頗る安定的であつた。而して、領主が自己の領内の人民を治める事に對しては、殆んど自治を認め、領主の地位と名譽とを尊重して、地方民政の方針には、無干涉主義を探つたかの如き觀あるも、一面苟くも封建制度の維持のために、害になるやうなものは悉く之を禁じ、又は取締つたのである。之に反し、

封建政治に妨害とならないやうなものであれば、如何なる事項でも、大抵の事は默許し、大名の勝手にさせて置いたものが多い。この時代に於ては交通の自由は制限され、人民の便利の爲に、道を開くといふ事は寧ろ例外であつた。職業の自由の奪はれし事も前代に劣らず、階級別の嚴存は之を助長し、一階級から他の階級に移る事を許されざりしだけ、職業の自由も奪はれた事であらう。「家業は先祖粉骨碎身の功績、且陰徳の餘慶なり、親よく守りて我に譲る、我より守て子に譲るは孝なり、譽なり、……古業を廢て新業を創むことなかれ」(註一)とか、「銘々先祖より傳へたる商賣をかゆるは本意ならぬ事なり、たとひ、いかなる身になるとも、一向に仕來の商賣にて渡世すべし」(註二)とかいふが如く、職業の世襲は、社會的に要求されてゐたのである。その他移轉の自由に對する制限もあり、一地方を離れて、他に自由に移住する事は出來ず、一定の地域を離れて、浮浪するものは厳しく罰せられた。この時代は俸祿を貰うが故に主君と仰ぎ、食べさせて貰うが爲に、初めて主從の關係を生じ、主の爲に專心忠節を盡すべきものとされた。この祿を離れたならば路傍の人である。主從の關係にある者が、祿を離れるといふ事は、事實に於て苦痛であらねばならなかつた。尙この時代は、儒教の唱道盛にして、儒教の文化は、全社會生活に浸潤するに至りし事は、忠孝の觀念に貢献する所ありしは、否定出來ないであらう。且階級の固定的にして、總てのものをその位置に存せしめ、特權を重んじた事は、同時に從來の慣習を墨守し、新奇を厭ひ、只祖先がやつたからとの理由を以て、舊狀を維持された。かくの如き社會なるが故に、

從來親に認められし權力は一層強く、子は自己獨立の行動をとる事は困難なると共に、親に對して服従する事を、社會的に要求されたのである。即ち主従の關係と親子の服従關係とは相平行して、この時代の社會の成員と成員との關係を支配したのである。吾人は今捨子を考察の中心に置くが故に、親子の服従關係に就いて一二の例を示せば、武家諸法度には(註三)、

一、不孝之輩於有之者可處罪科事

とあり、五人組帳(註四)を見るも、

一、父母を孝行に可仕候、若不孝に仕候ば曲事に可被仰付候、勿論不義成儀仕間敷候事
とあつて、子が親の言命に従はない時は、之を不孝の子として處罰された。この様に親權は著しく強大で、「子として親に背くもの、これまつたく科人にあらずや」(註五)とて、親の意思は非常に尊重された結果、「親の方にて非道なることあるとても是非なきことなり」(註六)「主人と親とは無理なるものと思へ」(註七)といふが如く、假令親が間違つてゐても、之を諫めて聞かざる時は、遂には親の言命に従ふ事を餘儀なくされた。徳川後期に於て、子の地位は多少向上せしものありしとはいへ、社會的慣習として永く維持されたる親子の服従關係は、一朝一夕にして變ずるものにあらず、殊に封建制度の社會を背景とせるに於てをやである。かゝる社會にあつては、勢ひ子に義務を課することは多くして、親に義務を課することは、極めて僅少である。概言すれば、親の子に對する養育の義務、或は教育の義務は、現代吾

人の社會に於けるそれに比すれば、甚しく稀薄輕少であつたのである。徳川中葉以後、後述諸種の事情により、親の子を扶養する義務に關し、多少意を注ぐべく要求されしとはいへ、飢餓等特殊の事情のありし場合の如きは、殆んど之を認めず、さなくとも一般に、「親子間の事柄は親次第たるべし」といふのが原則とされてゐたのである。換言すれば、徳川時代に於ては、子の親に對する服從は、社會的に要求せられ、集團の權威により、子は親に従ふべきものとされてゐたが故に、子は親に従はざるを得なかつたのである。他面、親の意思は尊重され、親の子に對する義務は至つて軽く、子の處分は多くの場合、親に一任されてゐた。事情かくの如くなるが故に、この時代には親は不孝の子をば勘當したり久離したり、時には殺兒したりする事を默認された。(註八)吾人のこれより述べんとする捨子の事象と雖も、上述徳川時代の社會形態と關連して考ふる時は、その間に密接なる關係の存する事を肯定出来るであらう。

(註一) 天明元年、常磐貞尚著、民家童蒙解卷下、一、通俗經濟文庫卷十一、一九八一—一九九頁、
(註二) 手島堵庵著、我津衛、卷之中(明和七年)、

(註三) 萩野由之等編、日本古代法典、七七七頁、
(註四) 穂積陳重著、五人組法規集、一一八頁、

(註五) 文化四年、徽堂著、渡世肝要記、第二編、卷之下、通俗經濟文庫第三卷、二九二頁、

(註六) 同前、二編卷之上、同文庫、二七八頁、

(註七) 同前、卷之下、同文庫、二五四頁、

(註八) 勘當義絶及び久離に就いては社會學雜誌、第廿二號—廿八號、拙稿「日本に於ける勘當義絶及び久離の研究」參照、

二 捨子の形式（一）

吾人が既述の如く、徳川時代は集權的封建制度の社會であつて、權勢諂歌の社會であり、權力に對する服従の強制は、前時代よりも一層強く、これは主従關係、及親子關係にも一貫し、子の親に對する服従は、社會的に要求され、子の親に對する服従義務を、集團の權威により社會的慣習として要求され、強制されたが、その反面に於ては、親の權威は殆んど絕對的で、親が子に對する養育義務を、社會的に要求されるものは實に僅少であつた様である。されば、この時代に於ては、子供が親の權威に毀害を加へる場合、或は加へる虞ある場合、子の扶育が親に大なる負擔となる場合等には、親はその子供を扶育より分離して遺棄したのである。この時代に捨子の事實が如何に多かつたかは、物茂卿がその著政談の中に（註一）、「捨子棄物の類制し難し」といひ、川柳にも「捨子めをひろつて餅についてる」（註二）とか、「赤子拾ふて邪魔な物知り」（註三）とうたはれ、本居宣長の著賤者考にも、捨子多きが故に、遂には捨子番といふものあるに至りし事を述べ（註四）、其他「捨子仕間敷旨度、相觸候」とか「捨子之儀御制禁候」といふ法令、或は觸書の一再ならず出されたるを見るも、以て當時捨子が如何に多く行はれたかを、推知するに餘あるであらう。然らば、かく程迄に多く存在した捨子なる事象は、凡そ如何なる場合に行はれたであらうか。以下吾人は捨子の行はれた夫々の場合に就いて觀察する事とする。

徳川時代にあつては、親が不義密通をなし、その結果として子供が生れたならば、親はその子供を捨てる事を敢へてした。これは當時、「不義成儀仕間敷候事」(註五)として、不義を不道徳なるものとして禁ぜられてゐたが故に、換言すれば、かゝる行爲は悪いものとされ、社會意思により、不當なもの、正しからざるものとして、之を禁ぜられてゐたが故に、もしも、社會の成員にして、不義を犯した場合には、そのものは社會的制裁をうけ、社會の他の成員により非難される。かくして、その犯した親は、世間に對して申譯ないといふ責任心、或は世間に對する耻辱の念等より、その子供を放棄するのである。中井竹山が草茅危言の中に(註六)、

差シテ貧苦ニ迫ルニモアラデ、貧通出生等捨テ口ヲ消様ニスル事モ有ト見ヘテ、品宜キ縫繡杯ヲ用ヒタルモ有、是ハ尙更憎可者也、

と書き記したるを見ても、親が貧苦にして、子の養育に堪へざる事情なきに拘らず、他の社會の成員が、親に及ぼす道徳上の非難、蔑視、及び之に伴ふ不利を怖るゝが爲に、子供を捨てるものありしを物語るものである。愛子の情が、恥辱の念に打勝つ場合、或は親の社會的感情純くして、社會の他の成員の意に關心せず、責任の念又は恥辱の念が起らざる時は、經濟的方面に子供の扶育に堪ゆるものあれば、容易に子を養育するであらう。この一般的の場合には私生兒であるが、人類の殆んど總てが、道徳觀に於てこの私生兒を否認してゐる。尙これに類する例としては、擁書漫筆に(註七)、

あなど老翁がいはく、世に赤子を棄つるものあるは貧乏のたへがたく、または密通の子などうめる女のしわざなるべし、近頃それをひろひとりてやしなへる人に、下總國豊田郡水海道の釜屋忠八、相馬郡守谷村の醫文伯^{クヌシ}、常陸國手越村の郷左衛門、高津村の半七、武藏國足立郡鳩谷宿の木村屋仙助など、おほくきこゆといへり。

とあり、又浪花の風（註八）には、大阪の捨子について、

當地は小兒を棄るもの甚だ多し、是また淫風盛なるの證にして奉行たるべき人の心を傷むる所なり、大概少くとも月に四五人多きは月に二十人の餘に及ぶ、是淫風の然らしむる所、

と述べ、藤岡氏もこれを肯定して、「浮薄驕逸に流る」と共に人情の淫靡に赴くは勢の免れざる所なれば、京阪の人は概するに好色の情盛にして男女の風儀善からず、不儀密通のもの多く、從て又小兒を棄つる者夥し（註九）としてゐる。この不義密通の結果生れたる子供を捨てることは、勿論當時の風俗と離る可からざる關係にあるものである。これは徳川時代に於て、かの風俗頽廢したとする、元祿享保、文化、文政の頃に、捨子多きが故に、後述の如くその禁令の屢々出されたるを以ても、（或は他の事情の之に伴うものありしことはいへ）兩者の間に密接なる關係のある事を推知し得るであらう。然し乍ら、藤岡氏の如く京阪のみ好色の情盛にして、男女の風儀善からずとするは誤れり。淫風は江戸に於ても盛にして、唯江戸にては墮胎が多く行はれ（註十）、その影響をうけて、捨子の數大阪に比し稍少きものありしと考へら

れる。更に郭の花笠にも(註十一)、

權太「これさへ、何もそんなに恨めし相な顔をして俺を睨める事はねえ、……此方も生れた土地、處を駆落するのも何の爲だ、惚れた女と夫婦になりてえ、何卒一生添ひ遂げてえと思ふばかりで立派な身も世間を狭くしたのだわ」……お倉「え、まあ、お前も短氣な人だ、何も私がどうあつても此の子を捨るが厭といふ譯ぢやない……手前の身せえ投げ出して、お前に添はうと云ふ位、何の此の子を厭ふものか、……知れねえ様に此處らの道へ捨て、行つてもい、ぢやないか、……假令大きくなつたとて、親が誰やら知らなけりや、何も構ひはないぢやないか」……榎の朽目を幸ひと、小千代を其處へ押入れて、ありあふ繩にくるくる括し、……ねぢがね二つを両手に持たせ……權太はお倉が手を引いて足早にこそ立ち去りにけれ。

とあるも、不義密通の結果出來た子供が、親自身にも、世間に對しても勝手が悪いから、捨子をした例と見る事が出来る。捨子は多くは、生後長年月を経ぬ内に捨てる事は、同書に「生れた當座の捨兒なら世間に幾らもあるならひ」(註十二)といへるに徵するも明らかである。かくの如くにして、親自身の世間に對して申譯ないといふ責任心、又は恥辱の觀念によつて、子供を捨てる事は屢々行はれたのであるが、この恥辱の觀念といふのは、自己が他の者よりも劣つてゐる時、或は社會の他の成員より、心よく見られないといふことを意識し、或は心よく見られない傾があると意識する時に感ずる」(註十三)もので「それ

はその時の慣習が一定の行爲（例へば不義）を不道徳なもの、正しからざるものと見るか否かといふこと、及び自己の「unfavorable judgments」に、感じ易いか否かに依るものである」（註十四）。この様にして恥辱に基く子の放棄は、假令利己的に行はるゝとも、それが社會的非難を避けんとする點に於て、社會的意義を有するのである。以上は親の恥辱の念、責任の念に基く捨子の場合であつたが、この時代には又穢多非人が特殊の階級として、他の一般階級から別扱され、當時の社會階級の中、最下位にありしため、これ等穢多非人は、自己は止むを得ずとしても、せめては自己の子供だけでも、これを少く共良民階級に列せしめて、不遇な階級より免れさせてやり度いといふ自利的の感情、或は情誼の念等より、穢多非人たる親が、その子供の穢多非人の階級以外の者に捨てられて養育さるゝ事を豫想、期待して捨てたものも、可成り多かつた様である。例へば夢之代の中にも、「今ノ捨子ハ穢多乞食ノ子多シ、出世ニナルユエニミナ捨ルナリ」（註十五）とあり、中井竹山も草茅危言、捨子之事の部に（註十六）、

屠家非人ノ内ヨリ棄ルモ有可、夫ヲイカニ知ネバトテ、平民ノ子トシテ撫育スルモ有間敷事也、故ニ此處置ヲセンニハ、子ヲステタ上ノ評議ヨリ先子ヲステヌ様ノ仕方有可ノミ。

と述べてゐる。浪花の風には（註十七）、

大概少くとも月に四五人、多きは二十人の餘に及ぶ、是淫風の然らしむる所といへども、一つには又穢多村の者共、その児を平民になさしめんが爲に竊に謀つて棄るものもあり、心得あるべきことなり

と見え、大阪市史も同様に(註十八)、

棄兒に關する取締令は貞享以後數回の發布あり、棄兒の届出近來絶ゆることなし、夜番人は常に注意して兒女を放棄する者を捕縛し、又は借家末々の者子女を膝下に置かざることあらば、其町々にて行先を吟味すべく、棄兒は町奉行所に届出で町中にて養育し、之を養はんと欲する者に與ふべしと、かく棄兒の多かりしは、衣食の困難にも由るべけれど、非人が其兒女を非人籍より脱して平民と爲さんと欲したこと其一因なりといふ。

と記されたるに徴するも、穢多非人たる親が、自己の子供をして、現在の所謂穢多非人たる悲慘なる境遇より免れしめんが爲に、之を放棄せしもの多かりし事を證して餘あるであらう。大阪邊にこの種のも多かりしは、近邊に穢多村ありしことの特殊の事情も興つて力あるとはいへ、これは獨り大阪に限らず、江戸其他の地方に於ても、行はれた事は云ふ迄もない。

その他一種の迷信によつて、子供を捨てる事がある。世に四十二の二つ子といふものがそれで、類聚名物考にも、「四十に足る時に生るゝ兒は四十二の二歳子といふ事なり、是四十一の年に生れし子なれば、四十二の時はその子二歳なればなり、是は四二の訓の死にかよへるを忌事成べし」(註十九)とある如く、もしも、親の四十二歳の時二歳の子供があれば、その家の爲に不吉なりとする迷信ありしが故に、その迷信に基いて、何等の判断を加ふる事なくして、只四十二の二つ子は不吉だからとの理由の下にその子

供を棄てたのである。井澤長秀もその著本朝俚諺の中に(註二〇)、

四十二のふたつ子、世俗男の四十二歳を厄といふ、四十二を略すれば四二なり、是れ死に通ずといひ、四十二歳にて、二歳の子あれば、父子のとしをあはせて四十四、略すれば四四なり、これ死に通ずといひて子をすつるなり、此の事和漢の書にかつてなし、妄昧の所爲といひながら、其罪惡なげくに餘りあり、是れ等の俗習をかたく禁すべし、

とて、四十二の二つ子を捨てるものあるを見て、之を戒めてゐる。柳田國男氏も赤子塚に於て(註廿一)、「一種の棄兒があつた。此は捨てて後元へ戻るから警察の統計には現れぬが、今でも些づ棄てられて居る。よく四十二の二つ兒などと謂つて、年廻りの家の爲に、不吉な兒は前以て拾ひ方を人に頼んで置いて棄てる。私も一度播磨で子供の時に見た。隣村の物持が兒を棄てるので、鉢巻に半開の扇子を挿み、醉つてヤートコセを歌ひながら、之を拾ひに行く爺を見た。但し如何な場處に棄てるのであつたかは記憶せぬ。小學校等にも、あの子は棄てられた子やと謂ふのがあつた。何でも楊行李か何かに入れて、三分間ほど外に置くことを棄てると謂つたらしく思つてゐる。駿河の大宮では、斯うして呪法に兒を棄てる場所がきまつて居た。神田と云ふ處から少し北へ行き、神石子育神社の前に在つた偏平な石が其で、御一新前には四十二に生れた兒、又はさうで無くても生育の案じられる子を此石の上へ抱いて来て棄てる、當時の大宮神社の舊公文所の若黨が其棄兒を拾つて、改めて親たちに遣る。斯くすれば丈夫に育

つ者と信ぜられて居た。先年死亡した此町の某春米屋は、もと其若黨であつた。それ故に此老人の葬式には、曾て捨はれた人々皆會葬して、大層盛大なことであつたと云ふ話である。」と記載してゐるが、此種の捨子は、余の故郷たる美濃に於ても、余の子供の時に、余の村の一人の者が、近所の親しい人に豫め拾つてもつて來てくれる様に依頼して置いて、後に捨てる。捨てるには藁で作つたビクといふものの中へ入れて置く。すると先の依頼された人は、軽て夫れを拾つた態にして、其子供の親の許へ届けるのである。之と大同小異の事は、恐らく全國各地方に行はれた事であらう。或は今も行はれる所があるかもしがれぬ。要するに、是は徳川時代に存在したのが、現代に迄傳つてゐるものに外ならないので、徳川時代に於ては、moresとして、四十二の二つ子は、永久にか、一時的にか捨てるべきものとされてゐたが故に、只夫だけの理由に基いて、一時的にか、永久的にか、その子供を放棄したものである。

次に出生の子が畸形兒なるときは、親は満足な子供を生まなかつたといふ事で、社會の他の成員に對する恥辱の念があり、一方かゝる不具な子供を扶育するも、その子供が成長した暁には、子供自身も、社會の他の成員から攘斥蔑視され、従つて、諸種の方面に於て不利益を蒙るならんとの同情の念等より之を捨てたのである。或は更にこれ等の觀念に加ふるに、かゝる異形の子供の出生と、眼に見えざるスピリットとを關連せしめて、それに對する恐怖の念によつて、之を放棄したものもある。皇都午睡には

延寶六年に泉州堺の夷島に、面二つ、手足六つある赤子捨置きたりしを、大阪道頓堀觀場師諸人に見せ侍べりし、かかる異形の者いにしへにも折には有りしかや、今まで百七十三年になる、道頓堀の見世物は思へば古き物にあらずや

と見え、新著聞集(註廿三)にも、

備後神石郡袖邊町油や久兵衛といふ者の妻四子を産めり、三子は男、一子は女なり、四人めに産れしは髪くろく生え歯ことごとく生じ、顔に角二本ありしかばおそろしくて捨てやりしに、少しも泣く事もなかりし、かく四子をうめる事は、和漢ともにたぐひある事とかや

と見え、近世拾遺物語(註廿四)に、

奥州南部盛岡の妙泉寺門前の百姓が女房、寶延八年夏のころ、二子を生みしに、一人は片手ながく、片手短く、足かがまり身に毛生えければさながら猿猴にことならず、いまひとりは目鼻なくして手七ツ、足四十三本あり、かゝることやうなる者は、はぢをさらさすれば、あとのためよしとて捨てたりしを、ある人やしなひみんとて乳をのませけるに、五六日へて死しけり

とあるを以ても、當時畸形兒を親の社會に對する恥辱の念、子供に對する同情の念、或は、かゝる畸形の子供の生存することによつて、將來親が蒙る迷惑から免れんとの念、或は恐怖の念等より、之を捨てたる者ありし事を物語つてゐるものである。かゝる類は徳川時代の小説の内にも、所々に表現されてゐ

る。自笑其磧の愛護初冠女筆始(註廿五)には、或處に夫婦があつて、子なきを歎き、山王へいのりし所に、早速納受有て、程なく女房懷胎し、十月に平産したが、人間ではなく、手白の猿をうみしによつて、夫田畠之助人の知らぬ間に、指殺し捨んとせしを、女房は假令畜生にもせよ、親子となるは過去よりの縁、であらうから、野山へ捨はしたまふ共、命はたすけてやつて欲しいと懇願した事をのせてゐる。

以上は生みの親が、自己の子供を捨てた例であつたが、こゝに異例として、生みの親が不勝手の爲、子供に金子を添へて養子にやり、之を貰ひうけた所謂養父が捨てる場合がある。御仕置裁許帳を見るに(註廿六)、

貞享五年辰七月十一日、

壹人五郎兵衛 是ハ元誓願寺前清兵衛店覺左衛門出居衆此者儀本銀町壹町目庄三郎下人五兵衛與申者之悴當歲之男子勘太郎と申者を金壹歩貳朱附去ル年寅六月三日養子ニ貰里子ニ遣候由申候得共勘太郎行衛知レ不申候由二亭五兵衛訴訟申ニ付召寄遂僉儀候處此五郎兵衛申候は去年朔日養子之悴勘太郎を捨候由申候金子を取致養子捨候段重ニ不届ニ付去ル卯十月三日牢舍申付候處相煩候付先月十日養生之内宿角右衛門并家主五人組ニ預ケ遣候處氣分快氣仕候由ニ而今日召連來ル付牢舍

右之者辰十二月廿五日死罪翌廿六日首ハオカ淺草獄門

元祿二年巳十二月十一日

壹人 七兵衛 是ハ嶋田出雲守知行所武州中瀬谷村新町作左衛門店之者右之七兵衛下瀬谷七之助前吉

兵衛店吉右衛門伴巳之助當閏正月致出生を金貳兩取九月初頃養子に貰候處ニ同月末より疳を相煩氣分蹠與無之其上進退不罷成候實父吉右衛門方江返し候儀茂難成十月廿七日日黒之原江抱參捨テ申候其後は如何様に成候も不存候由申候、重々不届之仕形ニ付牢舍可申付旨戸田山城守殿被仰渡候ニ付
出雲守家來五十嵐仁左衛門召連來ル付牢舍

右之者養子已之助を捨殺候付九月十日死罪出品川獄門

とある。金子其他のものを添へて養子に貰ひ、之を捨てる事は、重罪とされてゐたのである。之に類似する者として、金子を添へて、捨子を養子に貰受けて後之を放棄するものもあつた。かゝるもの多きに鑑み、一の令が出されてゐる。即ち、

捨子之儀ニ付御仕置之事

從々前之例

一、金子を添捨子を貰其子を捨候もの

引廻之上 獄 門

但切穀ノ殺候にあらては引廻之上磔

と規定してゐる(註廿七)。徳川時代に於ては、捨子があつて、それを捨てた親が不分明の時に、或特定の

日本に於ける捨子の研究(嶋田)

者から、養子に貰ひ請け度旨願出づれば、將來に向つて、養育可能なりや否やを確めて後、捨子を貰ひ請けた上は大切に扶育すべしと申付けて、願の通り遣すのが一般（後章参照）であつた。換言すれば捨子を養子として貰ひ請けたものは、之を大切に養育すべき義務があつたのである。この義務を果さざりし場合には、之に對して刑を課するのも、當然であつたらうと思はれる。殊に金子其他を添へて捨子を貰ひし場合は、その金子のみに對しても、事情の許す限り、之を養育すべき義務は一層大である。然るに之を放棄するのは、大なる義務違反と云はねばならない。前者（貞享五年及元祿二年）に就ては、この時代に捨子は法令上は堅く禁示されてゐたので、もしも捨てた事明白な時には、罰せられるのも敢て奇とするに足らざるべく、就中金子等を添へて貰ひ請けた際には、それだけ罪も大であるといはねばなるまい。前者と後者（ひ金子を添へ、捨子を貰ひ其子を捨てしもの）とを比較するに、前者は生みの親から直接に金子を添へて貰ひ、後之を捨てたものであり、後者は養育義務ある金子附の捨子を貰つて捨てたものである。前者を以て、吾人が異例としたのは、吾人は生みの親がその愛子を捨てるのを、捨子の原則とするといふ前提に基いて、かく稱したのである。徳川中葉は、捨子をするもの特に多く、爾後の養育の爲幾分の補助費として、その捨子に金子を添へて貰はるゝ事も、然らざる場合もあり、生みの親が、之を捨てるに忍びず、直接に貰請人に譲渡するにも、必ずしも金子を添附するとは限らざりしと雖も、その頃餘りに捨子多く、爲にそのやり場に困る有様もありし時に際し、中にはこの子供に添附さるゝ金子を目當にして、貰ひ請け

る者も續出したのである。後者の規定を見ても、その間の消息を窺ふ事が出来る。かくの如きものは、固より初から子の養育を目的とせず、金子其他を目的とせるものなるが故に、云はゞ功利的の性質を有する。或は最初は養育を目的として貰ひ請けても、後に特殊の事情發生して、養育に堪へない様になり、自己保存の本能は、愛子の本能（この場合自己の子供ではないから、愛子の本能は概して生みの親よりは薄弱である）に打勝つて捨てたものもある事は云ふ迄もない。元祿二年の例も、この一種とも考へられる。

徳川時代には、親の意思は尊重せられ、子は親に服従する事を、社會的に要求されてゐたから、親の権利は殆んど絶對的であつた。これは諸種の社會事象の中に現はれてゐる。例へば、親は子供が成長して戸主となり、自分が隱居してからも、戸主たる子供の不都合な場合、或は親の意思に氣に入らない場合には、その戸主たる子供を勘當して、家を放逐する事も敢てしたのである（註廿八）。獨り勘當のみでなく、捨子にも現れてゐる。本朝醉菩提（註廿九）に、

洞九郎は娘を金にするには先足手纏の赤子を捨るに如じと思より斯二人の者を欺きて家を出程遠き處に捨ばやと思ひ道を急夜に入て津國に到り合邦が辻にて往來の間斷を見合せ赤子を藁簍に入て閻魔堂の前に捨置、歸ばやと十歩許歩みけるに……今日はいかなる吉日ぞや、邪魔になる子を捨て斯る大金を拾ひし事例少き福ひなり

とあるを見れば、洞九郎が娘を金にし度いばかりに、孫を邪魔になるとて捨てたのである。即ち祖父の

我儘より、孫を放棄したものである。其他この頃の墮胎の事象にも、祖父又は親が、孫娘又は戸主たる子供の妻をして、自己の我儘より腹中の子を墮胎せしめた事もある(註三〇)。親權の强大なりし事を證して餘あるであらう。次に義理の念に基いて、子供を捨てた場合もある。義理と云ふ形式的規範は、徳川時代には極めて強かつた。各々の家族は一體として目され、家族の各成員の行動は、相互に家族によつて監視され、更にその家族の屬する階級、その上位の階級の監視があり、家族外より加へられる批判は、單に個人に投ぜられるばかりでなく、家そのものにも投ぜられる。換言すれば家族の成員(例へば親)は、もしも武士階級に屬し、主に對し從たる關係に在る時には、その者は一方に於ては武士階級たるの地位、體面を保持し、他方に於ては、家名を維持せんが爲に、裏面から云へば、階級そのものゝ要求、家そのものゝ要求によつて、人情を殺してゞも、義理に従はざるを得なかつたのである。前太平記古跡鑑に(註卅一)、

我子を捨て天子へ忠義滿仲が心の潔白、仲光は又主の爲め、我子を殺す大忠臣、蘭麝の室に入る者は
目香しき……

これは當時、下位のものは上位の者に忠を盡すことを要求されてゐたため、愛子の情を犠牲にして、その社會的要求に一致したるものと見る事を得べく、官裁秘書(註卅二)に、下男が主人の難儀を見兼ねて、詮方なく捨子した事を載せてゐる。主人への義理を盡したものといふ事が出来る(後章

参照)。

徳川時代に於て、子供が最も多く捨てられたのは、家族の貧困にして、子供を養ふに術なく、もし子供を養へば、延いて親自身の生存を危くする場合、或は出生の子を扶育すれば、それより先に生れて、既に或程度迄成長したる子供の生存を危くする場合、或は假令資力に於ては、漸く養ふに足ると雖も、親の病氣、その他の缺陷により、子供の養育の世話が出来ず、さればといつて、他人を雇つて世話せしめるだけの資力もなき場合等である。諸事留帳(註卅三)に、

町方飢餓之もの御救之儀に付申上候書付

年番

近來引續き米價高直ニ而其日稼之者共一統及困難候處當夏より追々米直段格別引上ケ此節は必至與及難儀候趣ニ而店貨相滯候儀は勿論家財衣類等迄賣拂猶夫ニ而も給續兼住所ニ相離候類之もの有之物貰致し步行候而も此節柄之儀食物施候ものは少く往還に行倒病死又は相煩罷在候ものも多く且平年は捨子一ヶ月に四五人位之儀ニ而捨人も有之事は稀成儀ニ御座候處當七月より先月迄三ヶ月之間に七捨六人ニ而此節は猶更相増當月朔日より十日迄に捨七人有之既ニ去ル七日夜傳馬町壹町目往還ニ捨子江添候書置之趣は米高直ニ付給續兼夫婦相別レ此節之儀ニ候得は無致方愛子ニ別レ捨子ニ致候間此子之命

助り候様繰返願候趣之書付ニ而前書之通捨子多有之候儀は全米價高直故右類之儀與相聞且又住所ニモ離レ御救相願候段申立御番所江駆込願出候ものも追有之當時錢百文に付白米四合賣ニ而暫引續居候ニ付老人子供厄介多有之ものは別而給續兼無致方無宿ニ相成及飢餓候

とある。これは天保七申年に、年番よりの言上書であるが、天保七八年は、天下饑饉、米價甚だ高直となつて、饑民天下に多く、所々騒動し、餓死人少なからざる年であつたから、普通の月よりは捨子も夥しく、一般人民の困窮一方ならざる有様であつた。之によつて上に御救助を願つたものである。かく社會一般に米價も高く、加ふるに飢饉等の天災の襲ふ時は、捨子の數も概して多かつたであらうと思はれる。然るにかかる一般的事由に依らず、各個人、又は各一家の特殊の事由に依つて、子供を放棄するものもある。或特定の家が貧困にして、子供を養育してゆく術もない場合はそれである。擁書漫筆に「世に赤子を棄つるものゝあるは貧乏のたへがたく、または密通の子などうめる女の志わざなるべし」(註卅四)と見え、西川求林齋が百姓囊(註卅五)の中に、

貧窮によつて孩兒を路傍に捨て置く者あり、人間の天心を失へる人ならん、畜類だにも子を捨つるなし、……何ぞ子を捨てあのが命を助けんともへるや、近き世に誰か読みし歌、

「子を捨てゝ身をあはれと思ふ親の心ぞ暗に猶ほ迷ひぬる」と記し、草茅危言にも(註卅六)、

惖貧民ハ手元ニテ育ルヨリハ大方宜ク片付ル事ヲシリ、捨ル時サヘ見付ラレザレバ、跡ニテ詮議モ咎モナキ事故、ヨキコトニシテ爭テ捨ルハ憎可シ……蓋シ、窮民ニテモ、表長屋ニ住ル程ノ者、子ヲスツルニハ至ルマジ、必定裏借屋ニ住ル者ノ事成可、端々ニテハ表屋モ有可カ、

と見える。この草茅危言によれば、當時もし町村に捨子あれば、當該町村にて之を養育すること一般（後章參照）であつたから、貧民たる親は、假令子供を捨てても、大方は他の手で養育さるゝ事に鑑み、自身子供の養育に伴ふ大なる負擔を負ふよりは、寧ろ捨てるに然かずとして、争つて之を捨てる者あるに至つた事を證するに足るのである。此捨子が捨はれて養育さるゝ可能性は、村落よりも、人口稠密にして、人の目に止り易く、資力の方面に於ても、村落社會よりも、遙かに裕富なる都市社會に於てより大である。従つて捨子は、村落よりも都市に多く行はれる。早川八郎左衛門も、此事實に就いて、

凡繁花のところにては捨子といふ事あり、其意趣を尋るに、誠にけふを暮しかねるものゝ仕業にて、是非なく捨てども、或は笊籠の内古綿つぎ切等を敷、又は古ぬのこなどへつゝみ、人の門に捨ながら……扱又捨子あれば、其捨たる所の地元のものへ爲取上、大切に養育被仰付也

と述べてゐる（註卅七）。責而者草にも（註卅八）、

阿部豊後守忠秋殿……上野、増上寺へ御代參を勤める、何時も早天なれば道の巷に捨子あれば、早速拾はせて、屋敷へ遣はし、相應に乳付け、養育しける程に、家臣共申すは、一日を過し兼ねる者共

は、殿の往來を待懸けて態と捨てゝ拾はするなど、噂を致し候、江戸中の者共の子供多きは元より、さなくとも、棄てゝ拾はせ申すこと、下に譏られ給ふ事こそ口惜しけれ、……捨子のあるは天下の恥なり、其恥を取隠す所、則ち老臣の守る所ありし故、數十人の捨子共、多くは又能き奉公人になりて、男は夫の程を以て召仕ひ、女子は出入の者若し貰へば、縁付けられしとかや云々、

とある。前掲草茅危言に載する所と、同じ趣旨が窺はれる。即ち捨子を取扱ふ事餘りに大切にして、捨子を發見したれば、十中八九は養育さるゝから、貧民其他子供多くして、扶育困難なるものが、これを見越して捨てるものが多い事を示してゐる。捨子の取扱方に基く一の弊害とも云へるであらう。

元祿時代には、貧困又は養育困難の事情によつて捨子をした場合にも、その捨てた親が明白な際は、之を嚴罰に處してゐる。御仕置裁許帳(註廿九)に付一例をあぐれば、

元祿二年巳三月十八日、

壹人平右衛門　是ハ左兵衛町惣兵衛店之者、此者娘當歳之かめと申者二三日相見ヘ不申候付家主惣兵衛致僉儀候得は人にくれ申候由申候間取返可參候手前ニ養候事成不申候ハゝ家主方に亭養爲取可申由申昨日取返シニ遣候處芝金杉四丁目安樂寺門前江當月十九日捨置候安樂寺より寺社奉行所江届申置候故罷出候へは安房寺番所迄安樂寺ニ平右衛門を召連可罷出旨差圖ニ而右之者共罷出候間遂僉儀候處進退不罷成女方も奉公に出し、養育難仕捨置候由申之、穿鑿之上牢舍、

右之者○而次第流罪可申付處ニ未十二月十三日牢死

とあるによつても知り得る（捨子に關する刑罰に）。村落に於ける捨子に就ては、釋淨因が羽後平鹿の事を、
就いては後章詳述）。

平鹿は仙北、雄勝の二郡の中間にして上郡なり……田家商賈共に貧窮なれども憐りて費を知らず、年貢、租稅を緩怠して不納をなし、郷里を沒出することを顧みざるなり、人民佛法に疎く窮迫して產子を棄て子孫斷絶して敷地多く閑地と成り、人少く成りて疎田と爲し廢田と成るなり

と語つてゐる。村落にても捨子あることは、獨り平鹿邊に限るものでない事は言を俟たない。これ等の事實は、當時の小説、淨瑠璃等にも、よく反映されてゐる。風來山人作、弓勢智勇談の道行懲の道草の段とか、源平藤橘外三人の合作驪山比翼塚の、大鳥村の段に見ゆるが如き、何れも貧苦にして養育出來ないから、子供を放棄した事を物語つてゐる。

以上説明せし所により、徳川時代に於て、家貧窮にして、子供の養育の負擔に堪へざる場合、或はこれと同時に、養育の世話をするものもなき場合等に、如何に多く捨子が行はれたかを知る事が出来るであらう。勿論これ等主として、經濟的事情に基いて捨子をする場合には、親がその子を捨てる當時の經濟的事情が、從前からのものと、天災其他一般的性質を有する暫時の事情に基くものとがあらう。前者は、急に貧窮になつたものではなく、歴史的、傳統的に貧民階級にありしものを指し、後者は、或は飢饉、天變地異等の、所謂天災とか、物價暴騰等の事實に基いて、經濟的窮状に陥つたものを云ふのであ

る。而して前者は、個別的の性質を有し、後者は一般的の性質を有する。幕府が捨子を嚴禁したのは、前者及び後者の、雙方の場合に及んでゐるが、事實上に於ては、後者の場合は之を禁止しても、殆んど効をなさなかつたであらう。又幕府としても、前者に主たる眼目を置いたものと思はれる。後者の場合に付、大阪邊の狀況を見るに、大阪市史(註四一)には、

本朝間(延享三年より天明六年に至る間を指す)棄兒の多かりしは事實なり、是故に町中に於て出生あらば、必ず人別帳に記入すべしといひ、又夜番に令して、棄兒を爲せる者は勿論、舉動胡亂の者あらば、直に捕搏すべし、油斷して棄兒を爲さしめなば、夜番の無念なりとまで嚴達したれども、物價騰貴世上不景氣の年柄に於ては、遂に全くこれを絶つ能はざりき、

とある。この嚴達は御觸及び口達として、寛延三年、寶曆五年、安永三年等に亘つて達したものであるが、事實は、物價騰貴等の事情の爲何等の効なく、捨子が盛に行はれた事を證して餘りあるであらう。

吾人は上に便宜上、前者及後者として説明したが、この區別分類は、あらゆる場合にあてはまるものではない。一方に於て、繼續的に貧窮の地位にある者が、他方に於て、會、飢饉、地震、洪水等の天災、或はそれによる物價騰貴、殊に米價騰貴等、一般的性質を具有する事情に促されて、子供を放棄すべく一層有力に誘導さる場合の如く、吾人の所謂前者と後者とが、兩者相混交、交叉する事も勿論あるといはねばならない。尙經濟的事情に基いて、子供を放棄する場合を吾人は大別して、三種に分類して考

察したが、その中、最も簡単なのは、子供の養育が親自身の生存を危くする場合である。次に親の病氣、其他の身體上の缺陷と貧困とが結びついてゐる場合も、比較的簡単である。然るに、現に生存する子供が存在せる上に、新たに子供が出生したる場合、多くは新生の子供を放棄するは何故であらうか。その放棄する子供の選擇に於て、新たに出生した子供を選ぶ事多きは何故であらうか、これは、親は先に生れし子供に對し、既に養育に伴ふ相當の犠牲を拂へるものあり、親と子との接觸度、結合度から云ふも、新生の子供と比すべくもあらず、従つて先に生れし子供に對しては、新生の子供よりも、愛子の情も強く、結合も強い。こゝに於てか、親は既に結合の固き、親子を一體として、その生存幸福の爲に、愛子の情をうくる事未だ篤からざる新生子を放棄して、家族より排除するのである。この現象は、この時代の社會事象としての墮胎及殺兒にも現はれてゐる(註四二)、種族保存の本能の、巧妙に現はれてゐるものと見る事が出来る。要するに、これ等の場合は、自己保存の本能、又は種族保存の本能強く、愛子の情は背後に隠れ、これを犠牲として子供を放棄するのである。

吾人は以上に於て、徳川時代の捨子が、如何なる場合に行はれたかを、一々例をあげて説明した。今こゝにこの子供が放棄された主なる場合を列記すれば、大體左の如くである。

一、恥辱の念、又は責任心に基く場合

一、迷信に基く場合

一、義理或は體面に基く場合

一、我儘に依る場合

一、經濟的事由に基く場合

等である。云ふ迄もなく、右の如く明確に區別出來ず、相互にその範圍が交叉してゐる事もある。否その方が寧ろ多いと云ひ得る。然し乍ら、徳川時代の捨子は、凡そ右の事由の一つ或は二つ以上を具備してゐる際に、最も多く行はれた事だけは争へないであらう。尙右の外、一旦放棄された捨子を、更に放棄する場合、或は兄甥を放棄する場合、或は他人の依頼をうけて放棄する場合等もあるが、之等は吾人の所謂捨子の範圍に屬せざるのみならず、弟が兄を捨てるが如きは、上下の階級の限界峻嚴なる當時にあつては例外と見るを至當とすべき事、勘當久離の事象に於けると同様と考へられる(註四三)のである。

(註一) 物茂卿著、政談、日本經濟叢書第三卷、三四三頁、

卷四七九頁、

(註二) 近世文藝叢書、第九卷、三一三頁、(柳多留)

(註七) 文化十四年、高田與清著、擁書漫筆三ノ一六、

(註三) 同前、第十一卷、四二頁、

(註八) 久須美祐雋著、浪花の風、溫知叢書七ノ一〇、

(註四) 本居宣長著、賤者考、下卷、十二頁、

(註九) 藤岡作太郎著、日本風俗史、下卷、七六頁、

(註五) 穂積陳重著、五人組法規集、一一八頁、

(註六) 中井竹山著、草茅危言、卷之十、日本經濟叢書第十六

稿「徳川時代に於ける子わろしの研究」參照

拙

(註11) 天保七年、松亭金水作、郭の花笠、第二回、稚兒の患苦、

(註11) 同前、第三回、過去の説話、

(註11) Sumner; Folkways. P. 428

(註12) ibid.

(註13) 山片蟠桃著、夢の代、日本經濟叢書、第廿五卷、三四

二頁、

(註14) (註六)と同じ、

(註15) (註八)と同じ、

(註16) 大阪市史、第一卷、五〇一頁、

(註17) 類聚名物考、四ノ一六、山岡俊明編、

(註18) 正徳五年、井澤長秀著本朝俚諺七ノ一〇、

(註19) 柳田國男著、赤子塚の話、爐邊叢書第一編、六二頁以下、

(註20) 我自皇都午睡、西澤李叟著、第二編下、刊我

(註21) 寛延二年新著聞集、二、奇怪篇、

(註22) 近世拾遺物語四ノ一〇、

(註23) 享保廿年、自笑其續作、愛護初冠女筆始、一之卷、

(註24) 御仕置裁許帳、二之卷、

(註25) 萩野由之等編、日本古代法典、八九七頁、

(註26) 社會學雜誌第三十六號、拙稿「勘當義絶の形式」の章

下参照、

日本に於ける捨子の研究（徳田）

(註27) 山東京傳作、本朝辭菩提、善惡因果序品第一、

(註28) 「歴史地理」第四八卷、第三號、拙稿「徳川時代に於ける子おろしの研究」四九五頁參照、

(註29) 安永三年正月、風來山人作、前太平記古跡鑑、第五、

(註30) 官裁秘書、第八卷、

(註31) 諸事留帳（自天保七年至同十一年）十一、

(註32) (註七)に同じ、

(註33) 西川求林齋著、百姓叢、五ノ七、

(註34) (註六)に同じ、

(註35) 早川八郎左衛門著、條教談話、日本經濟叢書、第十六

(註36) 國史研究會本、第一卷、一八一一八二頁（責而者草、

卷、二五七頁、初編卷七）、

(註37) 國史研究會本、第一卷、一八一一八二頁（責而者草、

(註38) 御仕置裁許帳、二之卷、實子を捨る者之類の部、

(註39) 輝淨因著、羽陽秋北水土錄、天明八年、續日本經濟叢

(註40) 書、第三卷、二五九一二六〇頁、

(註41) 大阪市史、第一卷、八五〇頁、

(註42) (註三〇)參照、

(註43) 社會學雜誌第三十二號、拙稿「日本に於ける勘當義絶及び久離の研究」二八頁參照、

三 捨子の形式（二）

吾人は前章に於て、捨子が如何なる場合に行はれたかを觀察したが、本章にては、もしも捨子があつた場合、これを如何に處理したか、捨子は如何に取扱はれたか、又幕府は子供を放棄した親に對して、如何なる態度をとつたか、捨子に對して如何なる政策をとつたか、等の問題を考究する。幕府のとりし態度等は、時と處とを異にするに隨つて、必ずしも一様ではない。吾人はこゝに最初に、演繹的に一般的原則を記述することを避けて、以下時の順序によつて、徳川時代に於ける捨子に對する幕府の態度、捨子の取扱方等を、例を擧げて夫々説明し、最後に歸納的に、概括的考察を試み度いと思ふ。

捨子に就いての幕府の積極的態度の明白に現れたのは、貞享年間以後の様である。捨子の盛んに行はれたのも、貞享元祿年間以降である。然し乍ら、貞享以前と雖も、幕府は全然干渉しなかつた譯ではない。例へば寛文二年には、次の様な仕置の例がある。即ち、

寛文二年寅二月三日

壹人八左衛門 是ハ雑子町吉兵衛店之者所左衛門と申者久々相煩候之處ニ相聲長谷川藤右衛門内稱五左衛門何方江茂捨候得と頼候故相出店衆之者共並三河町三丁目權右衛門店稱兵衛出店衆長兵衛と右之所左衛門を菰に包兩國橋江捨申ニ付穿鑿之内籠舍

同日

貳人久右衛門兵衛是ハ右之八左衛門出店衆八左衛ニ被頼所左衛門を捨候人數故穿鑿之内籠舍

右之者共同寅三月四日赦免

寛文二年寅二月四日

壹人長兵衛 是ハ三河町三丁目權右衛門店稱兵衛此者兩國橋江所左衛門と申者を菰ニ包捨候手傳仕候

ニ付籠舍

右之者同寅三月四日赦免

是は人に依頼されて、人を捨る者に就いての仕置、或は赦免の例である(註一)。其他天和四子年十月廿七日にも、下女之子を捨てさする者に對する制裁(註二)あり、これ等は、親が自己の愛子を捨てたのではないが、當時既に法規上、病人や子供(自己の子と他人の子と問はず)を放棄する事を、不道徳なもの、不正なものとして禁じた事が窺はれる。貞享四年には、正寶事錄(註三)に、

貞享四丁卯年四月十一日御觸

一、捨子有之候ハ、早速不及届其所之者いたわ里置直ニ養候歟又は望之者有之候ハ、可遣候急度不及付届事

とある如く、この頃には、もし捨子があつても、付届けるに及ばず、捨子のあつた町又は村の者が養育

しううが、之を望む者に遣さうが、自由に處分する事を許されてゐたのである。勿論捨子を養育しないといふ事は、許されなかつたと見るべきである。この御觸は獨り江戸のみならず、大阪にも同年四月十四日に、「捨子之事并生類あはれみの事四ヶ條」ある(註四)によれば、貞享頃には各地に於て、子を放棄する者が、可成り多かつた様である。然らばこの貞享時代に子を放棄した者は、如何なる刑に處せられたであらうか。貞享四年卯二月五日には、

壹人三右衛門 是は西紺屋町壹丁目喜右衛門店之者此者儀弓町權兵衛店五郎兵衛方より去年拾月出生之きわと申女子を養子に肝煎可申由申ニ付金子貳兩貳步相添先月廿七日此者方江相渡候處何方江遣候哉右之娘行衛知レ不申候由ニ而五郎兵衛訴訟申出候間今日雙方召出シ遂僉儀候處右之きわ親不知子不知之約束ニ而貰申候得共手前不勝手ニ而差置候儀も迷惑ニ存往還に差置候はゝ拾申者茂可有之と存同月晦日本所四ツ目之橋之先道端に捨置候由此者申之重々不届ニ付牢舍

右之者同卯三月廿一日牢死ニ而刺罪於品川獄門

の如く、養父が養子を自己の不勝手の爲に捨てる者を嚴罰に處してゐる(註五)。尙貞享五年辰七月十一日には、同様に金子を添へて養子に貰ひ請けたものを放棄したるにより死罪に問はれた者もある(註六)。

捨子いたし候事彌御制禁ニ候、養育成かたき譯有之候ハ、奉公人は其主人御領は諸(御?)代官、手代私領は其村之名主五人組町方は其所之名主五人組江其品申出へし、はくみ成かたきニおるては其所ニ而養育可仕候此上捨子仕候ハ、急度曲事可爲者也

十月

右は十月廿五日御觸町中連判

との御觸が出てゐる(註七)。捨子を制禁せることは云ふ迄もないが、貧困にして養育に堪へざるより捨てるものあるに鑑み、もし養育成がたき時は、各々自己を支配せる者、又は所江申出づれば、その所にて養育せらるべき事を定めてゐる。集團の一員に對して、集團全體として養育の義務責任を負ふのである。同年十一月三日には更に、

覺

一、比日相觸候通彌捨子仕間敷候、養育難成譯有之候は、其町之名主五人組江其品可申出候、向後町中ニ而子供出生いたし候ハ、早速名主方帳面ニ付置可申候、唯今まで持候當歳より七歳迄之子供茂帳面ニ付置可申候、右帳面ニ付置候子供相果候哉奉公ニ出し候哉養子ニ遣し候哉他所江引越候歟又他所より町内引越候ハ、其段相斷名主方之帳面ニ其様子ノ委細ニ付置可申候事、

一、家柄之子は名主江相届可申候、同召仕之子は主人江爲申聞主人より名主江可相届借屋店借出店衆

之子は家主江爲申聞家主より名主江相届可申候同召仕之子は主人江爲申聞主人より家主江爲申聞家主より名主江可相届右何も名主方之帳面ニ付置可申候事

一、町内ニ捨子いたし候者有之候ハ、捕番所江可申來候、勿論辻番之者も無油斷見のかしニ不仕候様ニ兼而可申付候事

右之通堅可相守候若相背者於有之は急度曲事ニ可申付者也

十月

右は十一月三日御觸町中連判

と觸れてゐる(註八)。十月廿五日に觸れたるも、捨子止まず、されば捨子を制すべき策として、町中の戸籍を嚴にし、町中にて子供出生・死亡、奉公出仕、養子等の節、或は移轉移住等の折は、名主帳面につけ置けば、万一捨子あるとも、その消息明らかなるべしとの考に基き、この觸書を出されたのである。

その届方は、第二項に規定してある様に、召仕等の低い階級に屬する者は、その主人等の代表者より届け出づる事にして、各より届け出づるの煩を避けてゐる。第一項に「當歳より七歳迄」とあるは、恐らく捨子は七歳迄の年齢階級に多く、事實上、七歳以上の子供は、迷子に屬する事も多く、又子供自身言語歩行共に相當に發達するから、捨子の目的も充分に達せられないからであらう。徳川時代に於て、捨子に關するこの種の政策は、これが最初の様である。而してもしも捨子があれば、これを如何に取扱

つたか。前例十一月三日の御觸には、捨子をいたした者あれば、之を捕番所へ申來るべき旨を規定してゐるが、捨てた者が不分明の時は、如何にすべきかを定められてゐない。これに關しては、元祿七年に伺書が出てゐる(註九)。即ち、

以書付申上候

一、(略)

一、捨子有之は養育仕置養子ニ望申もの御座候ハ、遣し可申候是又御訴申上候ニ不及候由前方御觸御座候事

右兩様之義御訴申上候町々茂御座候得ハ御檢使被下置候前方御觸も御座候處ニ御訴申上候儀も相背申候様ニ奉存(中略)向後可申上候哉所々申上ル町茂御座候處ニ御訴不申上儀茂如何奉存候間御指圖を請町中一同ニ仕度奉願候(中略)捨子茂病身或は品替候事御座候ハ、早々御訴可申上候已上

戌十一月

名
町 中

町三人

年 寄 衆 中

右之趣先月廿九日名主共より書付差出候ニ付町年寄衆御窺之所先年は貳ヶ條之義御觸御座候とも兎角

只今者（中略）捨子茂如何様之委細無之候共向後何事によら須少之義ニ而茂御訴申上候様ニ被仰渡候旨町年寄衆被申渡候

元祿七年戊十二月三日

貞享四年の御觸には、捨子があつた場合に、早速之を付届けるに及ばずと規定したが、其後町々によつて、或は之を届けるものあり、届けざるものがあつて、一様ならざるより、名主は指揮を受くる町年寄に對して、書付を以て伺ひたるに、右の如く今後は何事によらず、少々の義にても、訴へる様に申渡されたのである。貞享四年の御觸が自由裁量を許したるに比し、著しく嚴格になつて來てゐる。これより約十ヶ月を経たる元祿八年十月七日には、「捨子之事前より御觸在之候得共今以粗捨子いたし候様相聞候、向後彌捨子不仕候様堅可被申渡事」と觸れ、前年觸書の如く、「養育難成付捨候も可有之候、若左様之わけに候ハ、其支配方へ可申出之、はこくみ難成にあるては其むき／＼より養育可申付事」としてゐる（註十）。これによるも、度々の觸も實效少なく、捨子は依然として行はれてゐる事を示してゐる。されば幕府はこの状態に面して、更に工夫を凝し、元祿九年には、左の如き對策を講じてゐる（註十一）。

一、捨子仕間敷候若養育成兼候者は可申出之旨跡々相觸候通彌其旨可相守、然處比日時々捨子有之候

間向後は地借店借之者子をはらみ候ハ、大屋地主江爲知其上出産又は脇産流產致候ハ、是又爲知可申候出生之子三歳之内死○○何方江も遣候ハ、其譯大屋地主方迄可申届候、

右之通大屋地主方ニ而も書付置若捨子僉議有之其節者右書付可差出候不念仕疑敷事有之は可爲越度者也

子八月

右は八月廿二日御觸町中連判

捨子之儀去月相觸候趣候彌相守候地借店借之者子供向後出生又ははらみ候ハ、勿論只今迄有之三歳以下之子供も名主并地主大屋改之帳面ニ記置若行衛不知候歟疑敷義も候ハ、其支配方江可申出候隠置此方より之僉議ニ而致露顯候ハ、名主五人組地主大屋可爲越度者也

子九月

右者九月七日御觸町中連判

これによれば、地借店借等のものは、貧困にして捨るもの多きを以て、これ等のものにして、もし懷姪、出生、脇産、流産等の際は、之を地主、名主又は大屋迄届ける事にされた。この届出があつた以上、これに對しては、地主、名主、大屋等は、絶対に責任を負ふべく、もし行衛知れざるか、怪しき事あれば、之を支配へ申出でなければならない。これに就いての粗漏は、地主、名主、大屋等の過失として、責任を免れなかつたのである。こゝに懷姪、出生、脇産、流産迄を届ける様にしたのは、當時慣習として行はれた墮胎、殺兒に對しても、意義あるものと云はなければならぬ(註十二)。降つて元祿十三

庚辰年七月十九日には、「今以粗致捨子候段不届ニ候、若捨子致候ハ、可爲曲事候彌捨子不仕候様ニ急度可被申付候」として、町中連判し、養育成りがたき場合にとるべき方法に關し、前年同様に定められてゐる(註十三)。元祿十五午年にも、十三年と全く同様の觸書を出してゐる(註十四)。

以上は主として、江戸を中心とした捨子に關する規定である。吾人は以下、當時捨子の最も多かつた大阪に於ける、元祿年間の捨子の規定を瞥見して見よう。大阪と雖も、江戸を中心として觸出されたものが、その儘傳へらるゝ事もあるのは言を俟たない。故に吾人は只、大阪に、特殊のものがあるか否かを檢するに過ぎない。先づ元祿三年十一月には、前述と同一の御觸があり(註十五)、四辛未年三月十五日及六月、八月には、「捨子致間敷之事」の御達があり(註十六)、五壬申年十一月朔日には、

捨子之事

一、捨子御禁制之儀ハ前より度相觸候趣、今以可令吟味候間、町中ハ捨申間敷候、然ル所不絶頃日迄も捨子之斷申來候、大形ハ在、又ハ町はつれ非人之子ニ而可有之候間、彌町中之者切ニ隨分は心掛、夜番之者ニ申付、捨候者ハ勿論あやしき躰之者ニても、見合次第ニ可捕來候、令油斷捨させ候ハ、夜番之者共不念ニ候、此旨町中可觸知者也

申十一月朔日

之は大阪の近邊に穢多村あり、穢多非人が其子供を出世させんとて、捨てる者多きにつき、特に之に

對して、夜番に責任を負はしめて、かゝる捨子を警戒せしめたのである。更に元祿七甲戌閏五月廿九日には(註十七)、

一、前申渡ことく、捨子致候者相知候ハ、急度曲事ニ可申付候彌町々ニ而日頃ニ心かけ、借屋末々の者共ヘ(衍カ)子共を外へ遣候ハ、其行衛ヲ能吟味致置、もし不審成儀候ハ、早申來候、其内万一千主なし子捨有之候節は番所へ斷、其所ニ而彌不便をくわへ養育いたし、もらい手を聞出し、念入可遣之候、養育之いきほひ及兼候ハ、何時(なり脱カ)共其趣番所へ可申來候

右之通三郷町中へ可觸知者也

戊閏五月

と觸れてゐる。趣旨は本文により明瞭である。次に元祿八乙亥年にも、捨子に關する觸を出し(註十八)、同十丁丑年には、捨子制禁の旨御書付之趣、其節相觸れしも、今以毎度捨子致すものあり、自今以後は夜番之者に申付置、捨てた者を召捕る様に仕る可き事を触れてゐる(註十九)。尙同十三庚辰年、十五壬午年及十六癸未年にも、捨子致す間敷き旨を触れてゐる(註二〇)。これ等の度々の觸書を見るも、當時慣習としての捨子は、到底觸書の如き制禁では、その效を擧げ得ず、依然として捨子の多く行はれた事を證するものである。元祿年間に於ける捨子に就ての法令或は規定は、大體右の通りである。何れも捨子をなした者は、「曲事たるべき事」としてゐるが、然らば、實際に子供を放棄した者に對しては、果してど

れ程の刑を課したであらうか。左に二三の例を示せば、元祿二年頃には實子を捨る者に就て(註廿一)、

元祿二年巳三月十八日

壹人七左衛門　是ハ永富町二丁目四郎次郎店之者此者身體不罷成ニ付女房を西河岸町善九郎方江給金壹兩貳分取、當月三日乳持奉公ニ出シ、此もの手前ニ當歲之女子有之候相店仁兵衛方江里ニ遺置候處仁兵衛儀女房を當月八日之晚離別仕候付右之里子此者方江返し候へハ此者請取候て石町貳町目江捨候ニ付遂穿鑿候之處捨候段無紛候女房之切米をも請取候上は里ニも差置可申儀を其儀無之捨候段不届成ル故揚リ屋ニ入

右之者御老中江相窺巳七月十三日赦免

養育因難の事情あつて、實子を放棄したるも後に赦されてゐる。同年十二月十一日には、養子を捨て殺せしにより死罪、品川に於て獄門に附せられし事は、前述の通りである(註廿二)。元祿九年四月十一日には、金貳分を取、養子に貰ひしものを捨てたに付、牢舎にあひ、六月には死罪獄門とされてゐる(註廿三)。元祿十年丑閏二月八日には(註廿四)、

壹人勘八　此者儀四谷伊賀町久兵衛店ニ罷在候處去年十一月十三日其身娘さよと申九歳ニ罷成候妾女を召連致欠落娘ハ本所戸田美濃守殿松前三郎兵衛殿屋敷境割下水之内に捨置候付加藤佐渡守殿御指圖ニ而美濃守家來淺川新五左衛門召連來ルニ付此者家主久兵衛并店請人川田ケ窪柳町作兵衛店與四

兵衛を同十九日召出僉議之上さよを與四兵衛并作兵衛に預け遣此者を同拾月十二日迄可尋出旨證文
申付候處同切之通不尋出候故度、日延申付候へとも不尋出候然所ニ昨七日店請人與四兵衛方江立歸
候由にて今日召連來ル付遂僉議候處此者申候は娘を捨私儀は川江身を投可申と存候處ニ左様ニも不
罷成非人に罷成候得共與四兵衛並家主作兵衛致難儀候由及承候付立歸候由申候右之仕形不届ニ付牢
舍

右之者籠内ニ而強相煩候付養生之内店請人川田ヶ窪柳町作兵衛店與四兵衛并家主五人組之者共ニ丑
八月十九日預ケ遣

右之勘八丑九月五日九ツ時病死仕候由申來ル付檢使遣シ改候處病死ニ無紛付死骸ハ鹽漬ニいたし差
置候様ニと牢屋江申付之、

右之者加藤越中守殿江相窺候處捨候様にと被仰渡候間丑九月十二日捨之

としてゐる。之を要するに、元祿年間は貞享年間に比して、捨子に關する規定も一層精細を極め、前代
は捨子の自由裁量を認めしものありしも、元祿時代にては之を許さず、總て上位に訴へ、その支配指圖
に従つたのである。その制裁も彼此その度を同じうせず、次第に厳しくなつて來てゐる。之を單に元祿
時代のみに就いて云ふも、その初年より後年に到るに従ひ、漸次峻嚴の度を加へてゐる。又同じく子供
を捨てるにしても、實子を捨てるのと、金子を添へて貰つた養子を放棄するのとは、その制裁の度を異

にしてゐる。即ち後者はより嚴酷である。これは道義上の問題は別として、當時諸種の事情より、親がその子を養子に遣す場合、その子供に添附された金子、其の他のものを取得する事を主とし、子供の養育を從とするものゝ續出するに至りたるを以て、かゝるものに重罰を課して、之を防壓せんとする意味をも含んでゐる。只、貞享、元祿兩時代に共通點を求むれば、捨子を禁じたる事、もし捨子があつたならば、當該町村にて養育すべき事、及び捨子の親不分明の際に、之を他より養子に賣ひ請けたき旨申出づれば、遣す事(その場合届け出るか否かは別として)等である。

寶永元^甲年二月には、大阪に捨子禁制の觸あり(註廿五)同じく九月に、

覺

一、捨子仕間敷旨度、相觸候得共今以所々ニ捨子有之不届ニ候先達而觸出之通出生之子相改家主切ニ書付名主方江申届名主方ニ而帳面ニ付置可申候養子ニ遣しました者相果候は、其譯名主方江申届右帳面ニ其段書出し可申候此已後相背捨子いたし候者有之候ハ、詮義之上捨候ものは不及申家主五人組迄可爲曲事候

九月

右は申九月八日御觸町中連判

としてゐる(註廿六)。元祿七年或は九年の觸と同様、出生、死亡、養子等を名主方の帳面に記し置き、以

て人事の移動を容易に了解し得るやうにし、捨子があつた際、直ちに分明するための手段である。元祿年間には、右につき怠つた場合、疑はしき場合、明瞭を缺く場合等には、名主、五人組、地主、大屋もその粗漏に對して責を負ふものがあつたが、寶永年間には、家主五人組迄連帶責任を前代より、より明かに認めてゐる。捨子の防止が、如何に困難であつたかを想像し得らるゝであらう。寶永五戌子年七月廿二日には、大阪で「捨子いたわり可申之事」と達し、捨子を粗末に扱ふ者を戒めてゐる(註廿七)。更に享保年間には、十二^{乙巳}年五人組帳前書(註廿八)に、

一、捨子不可仕若他所之者捨置候ハヽ村中に而致養育早速可及注進事
とあり、同じく正月「差上申一札之事」(註廿九)に、

一、捨子有之候ハヽ致養育置早速御役所^え訴上可申候養育の内相煩候ハヽ是又早速訴上可申候右之捨子貰候もの御座候はヽ其者之様子慥に承候上訴上御差圖を請け遣し可申候内證にて遣候儀堅仕間敷旨被仰渡奉畏候事

と定めてゐる。捨子を當該町村にて養育すべき事は、前時代と異なる所なきも、養子に遣す義に付、貰ひ請くる者の様子を慥め、内證にて遣す事を禁じたるは、捨子養育に關し前時代に比し、著しく詳細なる注意をなすに至つた事を示してゐる。翌十一^{丙午}年正月晦日に捨子の訴方に就いて、樽屋にて年番名主へ尋ねられたるに付、年番名主共が存じ寄る筋を書付け、同所迄差出したるものに(註三〇)、

一、(略)

一、町中捨子有之候節只今迄ハ早速御番所江御訴申上養育之上貰人有之候ハ、可申上旨被仰付其上相煩候歟又は相果候得は貰申候町内迄爲相知此節も御訴申上候ニ付彼是六ヶ敷奉存候哉貰人も無之養育之間久敷乳持付置町内物入等多難儀仕候向後名主共承届置養育入念申付其内貰人承合慥成者ニ而養子も可仕由願申者方より證文を取差遣申候上ニ而何町誰與申者養子ニ貰申度由申候ニ付差遣候段御届申上候様ニ仕尤貰人方ニ而相果候共何方江も届不申候様仕候ハ、能貰人も早速有之養育之間も少ニ而町中御赦ニ罷成候

一、捨子町中ニ而養育仕候内ニ相果候ハ、此儀前々之通其町より御訴可申上候

一、右之通ニ被仰付候而も捨子減申様には不奉存候得共町難儀薄く罷成申候減可申儀は去年中御尋之節申上候通非人共方江少、宛添金仕相渡申候様被仰付候ハ、捨子殊之外減可申様奉存候

右御尋ニ付存寄申上候 以上

午正月晦日

年 番
名 主 共

と記し、次で同年二月十九日には、

一、捨子減可申義申上候得共貰人有之候節者願人方より添金いたし可申儀養育之義は町内ニ而茂可仕

候其分斗ニ而者捨子減少可仕様ニ者相見不申候

午二月

年 番

名 主 共

と申告してゐる(註卅一)。年番名主共の申した趣旨は、從來の捨子に就いての届形式等が餘りに複雑なれば、以後は捨子の養子に關しても、捨子の貰人より懽に養育すべき旨の證文を取つて遣はし、後になつて名主より届ける事にし、それ以前は、名主共が承届け、捨子の病みたる時も、從前の如く、貰人から一々届け出る事は止めて、一旦貰へば、その貰人方にて死亡しても、何方へも届けない様にしたら、貰人も早速あり、町村にて養育する期間も少なくてすむといふのである。第三項は捨子を減らす政策である。捨子を非人共へ少ゝの金子を添へて遣せば、穢多非人がその子を出世させんとして捨てるものは勿論、一般良民と雖も、自己の子供が非人の境遇に陥る事を思つて、子供を放棄するものは減少するだらうといふ年番名主共の理想である。畢竟捨子を長く町村にて養育して置くのは、町村の負擔多大にして、一般のものが迷惑するから、この負擔を何とかして輕減しなければならないといふのが、年番名主共が申した趣旨である。この年番名主共の申したものゝ實行問題は別として、當時この捨子を一々長く町村にて養育して置く事の大なる負擔なるは事實であつた。故に町によつては、この負擔を免れんが爲に、もし自己の町村に捨子があれば、早速これを再び他の町村に放棄して、捨子養育より生ずる大なる負擔

を、他町村に轉嫁する事も屢々あつた。又隣町村との境に捨子があれば、相互に自己の町村の分でないと争ふ事も珍しからず、諸國落首咄に(註卅二)、

都相之町通押小路の道へ誰かは事にや或夜子をしてしに高田町と押小路と捨子の争何れの町へ捨てしとも詮議すまねば此事遂に公事沙汰になりける、所に押小路の宿老は柿を賣る人なるが如何なる言誤りにや公事は押小路の負になりにける、時にあたりて詠めり

捨子公事勝て其名は高田町口押小路恥をかき屋か

とあるによつても、その頃の事情をよく會得される。かゝる者續出するに及び、幕府も之を黙視し得ず、之を罰してゐる。例へば、

室町ニ町目木戸番人
享保十五戌年十二月廿六日入牢

十

助

此もの儀先月十九日之夜町内鳥屋七左衛門家之前ニ捨子有之候處同夜右捨子を水谷町江持參又々捨置候ニ付今日召出所拂申付之

の如く、捨子を自己の町より他の町へ再び捨てた者を、所拂の刑に課してゐる(註卅三)。享保十九寅年九月には、前述享保十年正月「差上申一札之事」と全く同一の達しがあり、同年同月には、「捨子を貰又外之者江遣候儀停止ニ候無據子細有之候ハ、相伺可申旨町觸」あり(註卅四)、即ち、

捨子を貰又外之者江遣候儀彌停止ニ候無據子細も有之外之者江遣候ハ、拾才迄之内ハ先達而貰候奉行所又は貰候其屋鋪江相届候上差圖次第可遣候

右は町奉行所より觸れられしもので、これによれば、一度貰ひ請けた捨子を、止むを得ざる事情の爲、外へ遣す時は拾才を限り、先に貰つた奉行所、又は屋鋪へ届けて、指圖を待てといふのであるが、これには拾才以上に就いては言及してゐない。故にこの觸のみによつては、拾才以上の捨子を、再び外へ遣すに當つて、果して届出を必要としたかどうかは疑はしい。然し乍ら、後に述ぶるが如く、この觸の解釋論は別として、事實上はこの觸以後も、拾才以上の捨子も、拾才以下と同様に取扱はれてゐた様である。然し乍ら、享保年間を通じては、「捨子を貰又外之者江遣候儀先つは難成候事」として(註廿五)、原則としては、貰つた捨子を更に外へ遣す事は認められなかつたのである。かくの如く、享保年間には前代よりも捨子に關して、一入微細な規定を設けてゐる。天文に至るも、捨子は依然として止まず、殊に金子を添へて貰ひ、之を捨つるもの一再ならず、元文二己年十一月十二日、神田山本町八兵衛といふ者これを犯し、本多忠務大輔差圖にて、獄門にされし如く(註廿六)、かゝる者は重く罰せられたるも、尙捨つるものありしにより、寛保元酉年十一月に、牧野越中守、石河土佐守、水野對馬守の捨子御仕置の伺の中には(註廿七)、

極一、
貰
其
子
を
添
捨
子
を
貰
候
もの

日本に於ける捨子の研究(徳田)

引廻之上
獄
門

極但切殺^ハ殺候にあひてハ引廻之上磔

懸紙

是ハ本文但書ともニ只今迄之取計を以相認本文引
(書朱) 江又候捨候儀顯にわるては
廻之儀ハ此度評定之上相認申候

極

一、捨子有之な内證にて隣町等

當人 所拂

家主

五人組

過

料

名主 江戸拂

但吟味之上名主五人組家主等不存儀無紛候ハ、無構

是ハ今度之取計を以相認名主家主五人組答之儀ハ
(書朱)此度評議之上相認申候

右寛保二戌年二月廿九日伺之通御下知本文極

と定められてゐる。捨子はこれを貰ひ請けたもの、及び捨子のあつた當該町村にて、之を養育すべき事を強制してゐる。もし、之を犯した場合には、この監督の任に當つた、又監督すべき義務ある名主五人組家主共も、連帶責任を免るゝ事が出來なかつたのである。集團の成員間の結合強く、個人の人格は、集團の中に吸收さるもの多く、従つて、個人の行爲は所屬集團の行爲に擬せられし當時にあつては、寧ろこれは當然の事と云ひ得るであらう。而して他所の者が、自己の町に捨てゝあつたならば、自己の町村にて養育いたし、早速訴出づべき(註卅八)は前時代と同様である。延享を経て寛延三庚午年大阪にては町中に於て出生あらば、必ず人別帳に記入すべしといひ、又夜番に令して、棄兒を爲せる者は勿論、舉動不審の者あらば、直ちに捕縛すべく、油斷して捨子を爲さしめたならば、夜番の無念なりと迄厳達せしも、之を絶つ事は出來ず、捨子は何人にも之を貰ひ受けんといふものあれば、届出の上指圖を受

けしめ、養育中は、病氣の度毎に届出で、萬一十五歳以下にて病死せば、檢使を受け、檢使異狀なしと認められたる後、埋葬する事を得た(註廿九)。尙同年十一月には、「捨子養候後相果或者死捨子有之節」に就き(註四〇)、

覺

一、捨子養育申付候以後、令病死候段訴出候節檢使差遣し、家内之者等口書取之、年寄町人召連、出於公事場口書讀セ、無別條候得者片付申渡、且又死捨子有之節も右同様ニ候得共向後者右檢使相止、爲見届月番之同心壹人差遣し見改させ、無別條候ハ、直に片付申渡候様可申渡候、万一疵付或者疑敷事茂候ハ、死骸指置候様申渡一應見改候同心罷歸り其段申聞候上東西同心立合之檢使差遣し定法之通可取扱候事、

(以下略)

右之通口上ニ而申渡寄、年寄町人共江可申聞置候以上、

午十一月

とし、捨子養育申付けられたる後、病死せしめた場合、及び死捨子の節は、一應改めて後、別條なれば直ちに葬り、もし死亡に就いて怪敷義あれば、一應改めて後、更に檢使が立合ひ、相當の手續をとつてから、疑敷事なきに確定すれば、之を片付けさせ、疑はしければ、穿鑿して夫々刑を課せらるゝを原

則としたのである。これは主として大阪に於ける定めである。然し、これは獨り大阪に限らず、江戸其他の地方にても、これと略々同様である。江戸に於て(註四一)、

一、武家方より捨子貰受候處病死致ニ付檢使遣候事

寛延四未年六月十日言上帳書拔

一、露月町彌兵衛申上候私店嘉兵衛女房之姉聟木挽町六町目源兵衛店源七儀七年以前己十二月廿日丹羽若狭守殿御屋鋪前ニ當才之男捨子有之候を右御屋鋪より源七貰受鐵之助與名を付養育致置候處源七儀六年以前寅九月中致欠落女房儀も翌年致病死候ニ付源七女房之弟木挽町六町目安右衛門店忠七方江捨子鐵之助を引取養育致置候處忠七儀も三年以前己八月中病死仕養育致し候者無御座候ニ付右御屋鋪より當御番所江御斷有之同年九月十三日私店嘉兵衛被召出縁者之儀故捨子鐵之助を引取候様ニ被仰付候間嘉兵衛方ニ差置致養育置候處鐵之助儀常々病身ニ而先月初頃より風氣ニ而熱出相煩候ニ付同廿八日此段御訴申上候得は隨分致養生可遣旨被仰付候色藥相用養生仕候得共養生不相叶今朝五時病死仕候御檢使奉願候由右之彌兵衛五人組平吉名主源八申來ニ付爲檢使此方より古藤田斧右衛門伊豆守方より高村文太左衛門罷越改申候右一件同夜召出吟味之上死骸片付申付之

(朱書)右ハ當時之振合高ハ檢使不遣候事

日本に於ける捨子の研究(徳田)

といふ例もあるが、この場合は、最初貰ひうけた者死亡し、次から次へと引渡されたるものであるから、その死亡に就いて疑を受けざる様、又一方では疑なきか否かを確めるために、檢使を特に遣したるものにて、當時としては、最後に朱書されてゐる如く、檢使を遣さないのが一般である。又この例により、一度捨子を貰受けたならば、之を大切に養育すべき義務あるが故に、もし最初の貰ひ人が死亡して、養育不可能になつた時は、連帶的にその人の縁者が、之を養育する義務があることとされてゐる。

尙その外、子供は大抵の場合、他人の屋鋪、路傍等に放棄されるが、時には一時他人の手に預けた體にして、その預け人が行衛不明になつたやうな際も、之を捨子とするのである。寛延四未年十月九日に靈岸島川口町の湯屋へ或者が來り、入浴中子供を預り呉れと依頼せしも、後預けたる者の行衛知れずなりしにより、之をその湯屋より訴へた所、矢張り捨子として養ひ置き、追而貰人もあれば、訴へ之を遣す旨の下知がある(註四二)。捨子に對する制裁の、嚴且細になるに従ひ、子供を放棄する方法も、次第に巧妙になつて來たのである。降つて寶曆五年には享保十年と同様、「捨子不可仕若他所之者捨置候ハ、村中に而致養育早速可注進事」(註四三)とあり、同じく寶曆十年にも、かゝる捨子あれば、出所を聞届け、吟味之上之を返すべき旨を定めてゐる(註四四)。大阪では、寶曆五年に寛延三年と同一の觸あり(註四五)、同養候者亦「外江養子ニ遣候ハ、御番所へ御斷申上候様ニ被仰付候間、此旨借屋末々迄不洩様ニ御申聞年八月十五日、同じく大阪に、「捨子非人跡之者江遣ス間敷事」を口上にて仰渡され、十六日には、「捨子

可被成候」とある(註四六)、穢多非人が子供を良民階級に養育されんとして、捨てるものの多かつた大阪に於て、「捨子を非人躰之者江遣ス間敷」とせるがため、穢多非人の捨子は、益々増加した事であらう。享保十一年に名主共が、捨子を少々の金子を添へて非人へ遣したならば、捨子も減すべしと献策せしに拘らず、寶曆に至るも、之を實行されてゐない。又寶曆五年の大坂の口達は、捨子を養へる者外江遣す際の斷につき、年齢を拾歳以下と限らざる點に於て、享保十九年と異る。寶曆四成年四月七日には、捨子訴の實例がある(註四七)。

一、御堀内ニ胎衣付候男子捨有之候訴

一、兼房町月行事四郎兵衛申上候、町内御堀之内ニ胎衣付有之男子を菰ニ包捨置候を今暮六半時見出し早速取上養育致置候爲御届申上候由右之四郎兵衛五人組仙右衛門名主甚次郎申來ニ付致養育置貰人も有之候ハ、追而否可訴出旨申付之

この例によれば、往還又は堀等にあつた捨子は、月行事より訴へる事とされてゐる。居宅内にあれば、前掲寛延四年靈岸島湯屋の如く、其地借店借の者より訴へるのである。捨子を貰ひうけんとする場合は、その旨双方より願出づれば、月行事、家主、名主等共々に訴へて後、願の通貰ひうくる事となるのであつて、貰人より直接に交渉して、貰ひ受くる事は許されなかつた。寶曆五亥年三月八日には、武家屋舗シヨウ内の捨子を、直接に貰ひうけた者につき、家主へも断らず、屋舗へ申込、貰受けた事不埒なるが故

に、「急度叱」とされてゐる(註四八)。かくして捨子を貰ひうけたものは、移轉、店替等の節は、一々届出でる。もし届ける事なくして、店替、移轉等をすれば、制裁を加へらるゝを常とした。寶曆五年七月に、捨子を貰ひ受けた者が訴へ出でず、店替を致したにつき、「不埒ニ付叱之上重而不訴店替致間鋪尤捨子大切ニ養育致し變成儀も有之ハ可訴出旨」申付けられてゐる(註四九)。浮浪人を厳しく取締り、特に捨子の盛なりし時に當り、一般人は勿論、捨子を貰ひ受けたものも、その住所、所在を明白ならしむる必要があつたのであらう。寶曆八年には次の様な例もある(註五〇)。

寶曆八寅年六月廿九日言上帳書拔

一、三拾間堀五町目月行事清左衛門申上候町内往還ニ當才ニ相見候女子捨置候を今夜四半時見出候ニ付御月番越前守殿御番所江申上候得は養育致置追而貰人も有之候ハ、御訴可申上旨被仰付候爲御届申上候由右之清左衛門五人組孫八名主作兵衛煩ニ付代清七申來候

右捨子同町孫八店佐七女房乳澤山ニ有之ニ付養子ニ貰申度今日双方一同ニ右御番所江御訴訟申上候得は願之通被下置候旨寶曆九卯年六月廿日右之者共申來候
右捨子貰人佐七儀今度土井大煩頭殿江被召抱右捨子召連引越參候ニ付以來捨子之儀ニ付變成儀も有之候ハ、元町内江往返御見分受可申旨右御屋鋪役人中江家主五人組對談相濟候上ニ而當人佐七一同ニ今日御訴訟申上候得ハ願之通被仰付候旨寶曆十一己年五月廿一日右之者共申來候

以て捨子を貰ひ受けた者が、武家方へ抱えられた後、捨子に異變等ある節は、元町へ引受け訴出る事になつてゐた事を知り得る。斯様にして捨子を他所へ遣し、その捨子に異變あれば、元町の者が見分ける場合多く、一旦甲の町に捨子があれば、假令その捨子が乙町に移つてからでも、甲の町と捨子との關係は、容易に斷絶しなかつたのである。寶暦年間の捨子に關する形式は、大體明和年間に傳へられてゐる。

即明和九辰年十一月十一日町醫師玄關板鋪の上に捨子ありし訴に(註五一)、

一、小船町三町目清八店町醫高澤良甫申上候私居宅玄關板鋪之上ニ當才ニ相見候男子捨有之候を今畫九時見出申候此段御月番大隅守殿御番所江御訴申上候得は養育致置追而貰人茂有之候ハ、御訴可申上旨被仰渡候爲御届右之良甫煩ニ付代安兵衛家主清八五人組儀兵衛名主太郎兵衛外御用ニ付代勘七申來候

とある。居宅内に捨子あれば、其地借、店借、又は家主より訴へる事は、前時代と異らない。往還の捨子は月行事訴へ、もし特殊の事情により、捨子を養育すべきものなきに至れば、之をその縁者に渡される事も、寶暦時代と變りはない(註五二)。

安永元辰年十二月には、

一、檜物町月行事吉左衛門申上候町内家主半七地面路地内ニ當才ニ相見候女子捨有之(中略)養育致置追而貰人茂有之候ハ、御訴可申上旨被仰渡候

(朱書) 右ハ當時之振合ニ而ハ家主より可訴もの也

として、路次内の捨子を月行事が訴へてゐる。これは店下の捨子と同じ様に、家主より訴へるのが當時の常例であつて、最後の朱書が正しく、右の例は異例と考ふべきであらう。安永三甲午年二月十一日に、「於町ニ捨子致間敷事」の觸を出し、その中に、

捨子いたし候事は御制禁ニ而先年度觸渡も有之候處近來捨子令增長不届之事ニ候、依之以來町ニ
あるて出生之者有之は家持は年寄江相届、借家人は家主江相届家主より年寄江相届手代等は主人
(江脱)相届其主人より年寄へ可相届年寄相糺早速人別帳加置可申候此上捨子いたし候者於有之は急度曲事
ニ可申付間町中之者町切ニ隨分心掛け、夜番之者江申付、捨候者は勿論あやしき者ニ而も見逢次第
可捕來候、令油斷捨子致させ候ハ、夜番之者不念たるへく候

右之趣三郷町中不洩様可觸知者也

午二月

大和

と規定し(註五三)、同年十二月には、「町中捨子有之候節ハ町内立會之上願人へ引受世話物入等迄差出尤御訴申上御檢使奉受候上ニ而養育仕相應之方を得と相糺片付可申候」(註五四)と觸れてゐる。寶永年間に、出生の子を名主の帳面に記し置きしが、安永年間に、捨子愈々増加したれば、之が監督上名主より年寄に移し、年寄相糺人別帳に加へ置く事になつた。十二月の觸は、捨子を貰ひ受けたものが、養育困

難になり、又外へ遣したり、放棄したりする者が多いので、之を防ぐ爲に捨子の貰人の、養育に堪へ得るか否かを豫めよく糺した上で、確實な者へ遣す様にとの主旨である。安永六年八月芝増上寺下屋鋪門前に捨子あり、甚兵衛と云へる者、貰ひ受け度き旨願ふについて、「甚兵衛儀相應に幕」し「右捨子養女ニ貰受度段相違無之旨」を月行事より増上寺役人へ挨拶し、貰ひ受くるに際し、「大切ニ養育致し無據儀に付外江遣候儀も有之候ハ、拾才迄は増上寺江相届御掛寺社御奉行所御差圖次第仕且又右捨子相煩候歟致病死候ハ、相届可申旨之一札」を右増上寺役人へ甚兵衛より差出して、貰ひ受けてゐる(註五五)。安永三年十二月の觸の趣旨が、よく實現されてゐる。安永四未年には捨子せし者の仕置の定めがある。左に全文を掲ぐれば(註五六)、

大阪御城代伺

一、捨子いたし候もの多有之候ニ付御仕置之儀評議

當月三日御渡被成候久世出雲守書面一覽仕候處捨子致間敷旨之御觸先年被仰出其後も度、大阪表觸渡候處連年捨子數多有之候ニ付去、己年二月中尙又彼地江相觸候得共兎角捨子不相減不埒之儀ニ御座候是迄捨子いたし候もの相願候得は御仕置取拂申付候得共向後捨子いたし候もの之御仕置一等重大阪三郷拂申付候ハ、大阪町内ニ住居不相成候ニ付少しことも相響自然與捨子相減可申哉與存候間彼地町奉行申聞候捨子致候もの、御仕置先例所拂ニ申付來候所自今一等重御仕置附候儀如何可有御

座哉併前被仰出も有之候處捨子仕候もの數多御座候段も不届之儀ニ御座候間町奉行申聞候通御仕置一等重向後三鄉拂申付方ニも可有御座哉之段相伺申候

此儀三鄉拂ニ申付候ハ、大阪町内ニ住居不相成儀ヲ難儀存捨子不致義も可有御座候得とも別紙之通御仕置之御定并御觸書は有之候處捨子いたし候もの之御仕置は御定書ニ無御座候捨子いたし候内ニハ品可有之哉至而貧窮之もの乳も無之育可申手段も無之無據捨候類は其節之始末より急度叱り又三十日手鎖或は捨候趣意不宜候ハ、所拂江戸拂其上にも巧候事有之候ハ、重御仕置付候儀も可有之哉ニ付兼而極置かたき品御座候捨子有之を内證ニ而隣町等江又候捨候當人所拂之御定江引當候而是捨子いたし候もの都而所拂與極置候も其節之始末ニ寄御仕置強過候義も可有之哉三鄉拂與極候義は如何ニ奉存候然ルニ是迄所拂致來候を御免候も如何御座候間己來茂捨子いたし候者は所拂ニ申付捨候趣意不届之儀有之候ハ、其節相伺候様大阪町奉行江可申渡段被仰渡可然哉ニ奉存候

未十二月

(朱書)評議之通濟(秘典本)

度、觸、達、を出しても、捨子は毫も止まず、安永年間に至り、益多くなつたから、こゝに捨子をした者の仕置を一定すると共に、從來の所拂の仕置より一段重く罰すべしと伺ひたるに、捨子はその捨てた

事情により、或は刑を輕減すべきものもあり、或は刑を加重すべきものもあるが故に、豫め一定し置くは、不公平に終る事なきにしもあらずとし、從つて原則としては所拂とし、捨てた事情宜しからざる時は、其節伺つて、或は三郷拂にもすべしと評議されたのである。右によるも、貧窮にして養育に堪へざるもののが捨てた場合には、非常に刑を輕減すべきものとの意向が窺はれる。捨子の漸次増加するに鑑み、必要に迫つて評議をしたものであらう。これより二年を経て、安永六酉年九月六日には(註五七)、

(上略) 大隅守内寄合江持參及相談候處翌七日伺之通申付候而可然旨於御城被申聞書付共被返候

捨子養育中異變御訴等之儀以來拾才を限候様仕度旨年番名主共申出候に付奉伺候書付

書面伺之通可申渡旨被仰渡奉畏候

西九月七日

奈良屋市左衛門

年番名主共

右申出候者唯今迄捨子有之候得は遣候儀御願申上候勿論右片付候前後共ニ異變有之候得は御訴申上候儀ニ御座候處近年捨子御座候節貰人無數其町ニ長々養育仕置難儀仕候此段ハ成人之上茂無限異變御訴申上候儀迷惑與存費兼候由取沙汰仕候尤享保十九寅年九月(中略)御觸御座候依之以來捨子異變御訴之儀茂拾才を限ニ被成下度相伺候由申出候右之通申出候右捨子貰人無數其町ニ而長養育仕置候而ハ町

人共難儀可仕候間年番名主共申出候通以來異變御訴等之儀拾歲を限候様爲仕度此段奉伺候則捨子之儀
ニ付享保十九寅年九月町觸寫奉入御覽候以上

西八月

奈良屋市左衛門

とある。前述の如く安永年間には、捨子愈々多くなりしに拘らず、捨子取扱の規則複雑にして、捨子成人の上も、異變あれば常に訴へ出る事になつてゐるから、勢ひこの手數を迷惑がつて、貰ひ受け度しと願ひ出る者も少くなり、畢竟、町にて長年月の間養育しなければならないので、町費多く、町人の負擔も大となり、町人の難儀一方ならざるにより、こゝに名主共が捨子の異變訴は、拾才を限り度き旨願ひしにより、町年寄伺ひ、伺の通りに聞入れられ、從來の捨子異變の訴は、一大改革を見たのである。

書付中に享保十九年九月の例を引用してゐる。これに就いては既述せし如くである。享保年中にも捨子多く、安永時代と同様に、捨子養育上町人の負擔に苦しむ事少なからず、享保十一年正月、遂に年番名主共をして献策せしめるに至つたが、この場合は、全部は實行されなかつた。然るに安永六年九月に右の大改革をしたのは、蓋しその必要の迫るもの切なるものがあつた爲であらう。捨子病死に就いても、「以來捨子病死檢使歸(?)當番ニ而死體片付申渡候様草加和助を以て被仰渡依之致申達候」と三番組より總御番中へ達してゐる(註五八)。其他捨子の親が分明する以前、その親が欠落をし、尋ねても見出され

ない時には、捨子は縁者へ渡される事は、前代と變りはない(註五九)。捨子があつて之を訴へれば町にて養育致置、貰人あれば訴へ出で、捨てた者が見當れば、召連訴へる旨を申付けられるのも、安永以前の通りである(記事條例六十一捨子訴之部安永年間の例参照)。只一つ注意すべきは、親の久離帳外した子供が捨子し、その捨子した子供が見つからない場合に、親は當該捨子を貰受けて、養育すべき義務がない事である。安永八年十二月に、親權四郎の久離した悴清八が、子供を放棄し行衛不明になつたから、親權四郎方へ告げたる所、權四郎は「私悴ニ清八與申者御座候ヘ共不行跡ニ付當八月三日久離仕兩御番所江御帳面相記置候間當時清八儀何方ニ罷在候哉存不申」と申すにより、清八を近所相尋ねても見當らず、遂に「大切ニ養育致置追而貰人も有之候ハ、可訴出候右町人躰之者以來見合次第召連可訴出旨」を申付けられてゐる(註六〇)。徳川時代には親が一旦公に久離すれば、親子の關係は斷絶するのみならず、親子間の連帶責任も一通りは免れる事を得た(註六一)。上の捨子の例も、この關係の現れたものと見る事が出来る。この場合、親の養育義務がないのは寧ろ當然である。以上説明した様に安永時代には、大體前代の形式を受け継いだが、捨子異變訴を拾歲迄としたのは、一大改革と云はねばならない。拾歲迄の捨子の異變は、勿論届出て指圖を受けねばならぬ。前掲甚兵衛の貰つた捨子が、貰ひ受けた翌年死亡せしも、豊前守へ罷出た折、訴へざりしにより「御叱」を蒙つてゐるのを見ても明らかである。更に天明年間を一瞥するに、先づ元丑年五月廿七日には(註六二)、

一、町方ニ而致養育置候捨子貰人有之近在之者願出候ハ、里數相糾御府内より三里迄ハ直ニ聞届三里

以上隔候而は不相成段天明元丑五月廿七日曲淵甲斐守於内寄合評議極ル、
と定め、府内より三里以上隔つた地に居住する者が、假令貰ひ受けたしと願つても、之を許さない趣旨
である。遠隔の居住者に之を許せば、捨子拾歲迄の内異變あつて訴へ出で、元町の者見分けに行く際、
非常な不便にして、手數のかゝるのを豫め避け、同時に近傍に捨子を置いて、貰ひ受けた者の不届のな
い様に、監督を完うしようとの目的より出たものではあるまい。

天明六年二月六日、「捨子貰請ル者ノ儀」ニ付、根岸肥前守の下知あり、その町役人請書に次の如くある。

即ち、

永井日向守御預リ所攝州東成郡小平野町壹町目帶屋德兵衛借屋半藏門先ニ捨有之候當歲男子之儀右家
主徳兵衛女房乳有之候ニ付貰度段相願候ニ付差遣候御届書之内又候外江遣度子細有之候節ハ貰請人と
一同願出可請差圖段申渡候者勿論之儀ニ御座候得共拾才以上ニ相成候ハ、不及届旨申渡置候由之儀享
保十九年之御觸ニ無據子細有之外之ものに遺候ハ、拾歲迄之内ハ先達貰受候奉行所又ハ貰候其屋鋪江
相屆候上差圖次第ニ可遣旨有之候得共拾歲以上に相成候ハ、届ニ不及とは無之間以來捨子貰ひ候者江
之申渡者右御觸之通申渡拾歲以上ニ相成候ハ、届ニ不及と者不申渡様相心得可申段被仰渡奉畏候以上

享保十九年九月の御觸は、その儘天明年間にも適用されてゐる(註六三)が、この根岸肥前守の町役人一統への下知に就いては、吾人少しく疑問が存する。享保十九年の御觸以後、捨子を貰ひ、又外へ遣す場合、拾歳以上も届出づるを常とした事は、安永六年、年番名主共の言明により明らかである。然し乍ら、上述の如く安永六年には拾歳以上も捨子の異變を一々届出づる事は、迷惑なりとして之を改革したのである。問題は「異變」の字の解釋如何にあると思はれる。「異變」を病氣、死亡等の意味とするか、或は現状を動かす事を以て「異變」と解し、貰つた捨子を又外へ遣す場合をも、之に包含せしめるかによつて結果に相違を來すのである。根岸肥前守の下知より推せば、この兩者を區別し、「異變」は前の意味にとられたのであらう。吾人は異變を後の意味に解し度い。結局これは事實問題であつて、根岸肥前守の如く解し、拾歳以上の捨子を外へ遣す場合にも、一々訴出たのが、或は事實であつたかと思はれる。否事實であつた様である。吾人は只解釋論として、安永六年の改革に使用された「異變」の字義は、恐らく吾人の解すると同じ意味であつたらうと考へるに過ぎない。今これを争つても如何とも仕様がないが、吾人は吾人の考を *justify* する爲に、左に一の例を示しておかう(註六四)。

文政九戌年正月廿日訴狀寫

乍恐以書付奉願候

源助町月行事惣三郎奉申上候十三ヶ年以前文化十一戌年十月九日暮六半時頃町内往還ニ貳歳位ニ相見

江候男子捨有之候ニ付翌十日根岸肥前守様御勤役中御訴申上候(中略)右捨子忠吉與名附芝口三町目家主半兵衛方江里ニ遣シ置其後去ル卯年忠吉七歳ニも相成最早乳も放レ候間町内江取戻可申旨掛合候處半兵衛儀實子も無之忠吉生立も宜候ハヽ往^フ悴ニも貰請度存念ニ候間其儘預置吳様達而申聞候間任其意候得共去酉年ニ至右忠吉拾三歳ニ罷成候ニ付御訴訟之上半兵衛悴ニ差遣可申與奉存候内(中略)御役所江被召捕入牢被仰付御吟味之上盜惡事有之候ニ付入墨之上去十二月廿日月行事嘉吉御呼出御引渡ニ相成候間其段御訴申上(中略)忠吉儀右躰御咎も請候者ゆヘ半兵衛方ニ而は最早悴ニ貰請候所有ニも無之旨申聞候間町内江差置養育仕置候處此節町内抱人足同町嘉吉店彦右衛門儀右忠吉不便ニ存候間悴ニ貰受度旨達而相望候間得と相糺申候處同人實子も無之往々ハ龜略無之見届遣可申旨ニ付同人方江遣し申度何卒以御慈悲願之通御聞濟被成下置候様一同奉願上候以上

源助町月行事

文政九戌年

正月廿日

願人惣三郎印

五人組幸七印

同町嘉吉店

貰受人彦右衛門印

家主嘉

吉印

五人組 彦 兵 衛印

名主八郎右衛門印
煩ニ付代平吉印

御奉行様

かくの如く、拾歳以上の場合にも、訴の形式をとつてゐるが、之に對する答書に、

(朱書) 文政九戌年二月

(朱書) 以來此請書之通取極候旨牛島三郎右衛門相渡候ニ付寫取本紙は用人稻村義平太を以差出ス

主計頭殿江請之事

源助町ニ而致養育候捨子同町嘉吉店彦右衛門儀此度貰請度旨右町月行事物三郎一同願出候間評議致し可申旨被仰渡候ニ付取調候處右捨子當戌十四歳ニ相成且安永之度町名主共儀捨子異變有之候節訴之儀貰人無數永養育致し置候儀迷惑ニ付右訴拾歳を限り候様致度吉相願其段町年寄より申上其通御通濟相成候書留在之此度之捨子も十歳以上ニ而右躰取極も有之候儀ニ付此上相對ニ而貰請候儀は勝手次第可致旨申渡訴狀御差戻相成候方可然哉ニ奉存候依之申上候以上

戌二月

吟味方

とある。拾歳以上の捨子を、又外へ遣すについて訴へた所、評議取調の結果、安永六年の改革に基き、捨子拾歳以上異變の場合に相當するから、右訴狀を差戻し、相對にて勝手に處分するが至當であるとされてゐる。換言すれば、安永六年改革に用ひられた「異變」の中には、單に病氣、死亡等に限らず、養育中の捨子を又外江遣す場合をも包含すると云ふに外ならない。然し、安永六年改革後も、事實上は上記の方式により、一々訴出でたものもあるべく、文政九成二月以降には、明らかに右の如くに解釋するに至つたと思はれる。吾人はこの文政九成二月の取極を以て、安永六年改革の本旨に適合するものと考へ、天明六年の根岸肥前守の下知は、解釋論として疑問の餘地があるとするものである。この問題はこれまでさて措き、天明六年三月五人組御仕置帳には、「捨子不可仕若他所之者捨置候は村中ニ而養育致し早速可仰遣事」とあり(註六五)、同年九月十八日、大阪にては、捨子盜賊等數多あるも、これは番の仕方が等閑であるからの事故、重き時節柄の儀に付暮時限り町木戸をしめ、其所へ番人差置、往來人、人數に應し、柏子木を以て次町へ通す様な手段を講ずれば、捨子盜賊もなき筈である。もし此の上、等閑の町あれば、其品により番人は勿論、町人一同急度沙汰に及ぶべし、と嚴重な通達をしてゐる(註六六)。

天明七年十一月「享保以來御取計替候ヶ條書」を堀田相模守へ差出したるあり(註六七)、曰く、

一同捨子之儀は其村方より御代官へ相斷養育申付右小兒貰請度旨外御領私領之もの願出候而も彼方ニ

而承届其後病死等候分も見改等差遣落着申渡捨子員數之儀は月、御代官より奉行所へ届出申候
村方の捨子に就ては、幕府直轄地を支配する、代官と交渉したのである。進んで天明八年戌申九月廿八
日に大阪にて、「於町、捨子有之節養育取斗方并片付候節向後者長吏下非人又者穢多之類ニ而も望次第ニ
差遣可申事」の觸あり、次に記せば(註六八)、

一、捨子いたし候儀前より御制禁之旨被仰出有之候處今以不相止近來別而町ニ捨子多有之不届之至
ニ候此上致捨子候者見逢次第召捕急度御仕置可申付候且又捨子多有之候段全町、夜番人とも廻り方等
閑故之儀與相聞不埒ニ候彌番人共入念繁々相廻心付候様町役人共急度可申付若捨子致候ものを召捕候
ハヽ早可申出候番人は不及申其外之者ニ而も御褒美可被下候事

一、町(三脱)捨子有之時其町内へ養育之儀於奉行所申付候處町柄ニ寄町中引請ニ不致軒下或は路次等ニ捨
有之節は家持壹人之引請ニいたし候町多分有之由ニ相聞候右は其壹町中へ養育申付候ニ付町内一
躰へ引受可申處其儀なく家持之者壹人之引請ニいたし候故彌身貪之者とも其町之家柄を見掛ケ捨子
いたし候様ニも相成其外彼是手重ニも相成如何ニ候以來彌壹町中之引受ニ致し取斗可申候尤捨子取
扱方之儀乳不足ニ無之様いたし候儀ハ勿論其外冬分ハ寒サニ痛ミ不申候様手當いたし候迄ニ而衣類
等ハ有合之古キもの如何様見苦敷品ニ而も不苦命ニ無別條成人いたし候得ハ衣類等ハ如何様ニ而も
不苦可成たけ入用不掛(相脱)様手輕ニ取扱可申候且また貰人有之候ハヽ身輕き者ニ而も長吏不非人番之も

の又は穢多之類ニ而も望次第ニ差遣し可申候尤遣候節ハ是迄之通奉行所へ申出差圖を請可申候事

一、捨子貰候もの右捨子病氣之節ハ度毎訴出候得共向後病氣之度毎申出不及隨分無油斷養生を加ヘ若

相果候ハヽ其節病中之様子委細ニ相認可訴出候尤是迄凡拾五歲迄ハ訴出候得共已來は拾歲を限り可

訴出候其後ハ申出ニ不及候事

一、捨子貰候者又外へ遣し度子細有之節ハ尙又貰請候者と申合一同願出差圖を可請候是また拾歲迄ハ

可申出候其後ハ申出ニ不及勝手次第堂るべき事

この觸の第一項は、天明になつてから、捨子別して多きは、夜番人の等閑にもよるべければ、夜番を嚴重にし、捨子をした者を捕へ来れば、褒美を與ふる事を條件として、捨子者の捕縛に努め、第二項は、捨子を町中の引受にて、養育すべき事を申付けてゐる。捨子ありし時は、當該町、村にて養育すべき事は、貞享以來の度の御觸の中に現れ、且又實際上も原則としては、町又は村にて引受け養育した。かの享保、安永年間に、年番名主共が捨子養育につき、町人の負擔に苦しむ事を言上せしに見るも明白である。然し乍ら、これは只原則としてあつて、右大阪の御觸に記せる如く、軒下又は路次等にあつた捨子は、町中引請にせず、家持一人の引受けにした事も間あつたのである。その爲、子供を捨てるにも、町の家柄を見掛け、なるべく養はれる可能性の大なる町へ捨てるは、人情としても當然である。第二項はこの弊害を除去せんとし、以後一切町中の引受にすべしと命じた。一方かくして、捨子を養育す

る上は、町人の負擔を出来るだけ軽減する意味から云つても、捨子の生命に關らない範圍に於て養育すれば足ると云ふのである。而して貰人に關しては、寶暦五年に、捨子を非人牀の者へ遣す間敷き事を傳へ、安永三年八月には、捨子を外へ遣す場合、よく貰人の状況を相糾して、養育の可能性のあるものへ遣せと達せるに拘らず、天明八年には大飢饉のあつた後にて、諸民一般に困窮疲弊せる一方、捨子も増加した事とて、寶暦、安永年間の様に、貰人選擇の餘裕もなく、捨子の處置に窮したる際なれば、穢多非人の類にで、望次第に申出尤上にて、差遣す事に決定したのである。かくする事によつて、始めて當時多かつた捨子を處理する事も出來たであらうし、他方穢多非人の捨子をも、幾分緩和し得たのではあるまいか。されど如何に望次第に、誰にでも遣はすといつても、貰ひ受けてからの捨子異變の訴がある相變らず面倒であれば、自然と費受せる者も餘りない事は、安永年間と違ふ筈はない。第三項は、これを無視する事能はずして、規定されたのである。即ち從來、捨子を貰ひ受けてから病氣になつた節は、その都度届けて來たが、向後はそれに及ばず、死亡してから病中の様子委細相認めて、訴出づればよい。それも年齢拾歳迄で、拾歳以上は死亡しても届出なくてもよいとした。第四項は、捨子を貰ひうけた者が、又外へ遣す場合は、拾歳以下のみ届けて指圖をうけ、捨子が拾歳以上になれば、その必要はないとしてゐるが、これは安永の改革中に、捨子異變は拾歳以上は訴出するに及ばず、とした主旨と同一であると思ふ。畢竟天明八年大阪に於ける觸は、前年度に比し、著しく捨子の扱方を簡便にしてゐる。捨子の

病變を一々訴出するに及ばずとしたゞけでも、安永の改革より一步進んでゐるが、これは當時の周囲の事情より、必要に迫られて改革したものである事は、安永の改革と何等擇ぶ所はない。以下吾人は天明時代の事實に現れたる、捨子の形式に就いて少しく説明しておかう。

天明三卯年十月朔日に捨子訴出し後、親尋來るにつき、吟味の上、渡し遣された例がある(註六九)。

一、横山町三町目長兵衛申上候私地面路次内ニ二歳斗相見候子捨有之候を昨夜五時見出申候此段爲御

届申上候(中略)

右男子捨候者は當時武州豊嶋郡上尾久村ニ而熟合之者方立廻罷在候傳藏與申者ニ而同人妻さく儀御
當地江物貰ニ罷出先月晦日夜右男子捨候由翌朔日さく儀傳藏ニ行逢右仕末申聞候得は驚入町内江傳
藏罷越忤に相違無候ニ付渡吳候様申聞候間さく儀ハ町内ニ留置傳藏召連同人兄同村百姓新兵衛方江
縣合候處久離致候由申罷在候内傳藏儀何方江罷越候哉相見不申新兵衛儀捨子共ニ難引取旨申さく儀
ハ一向見寄之者無之傳藏立歸不申上は男子并其身共留五郎江引渡吳候様申聞候由ニ而さく召連同三
日右之者共訴來ニ付さく儀ハ預ケ遣吟味申付之

(朱書)右さく儀吟味之上急度叱相成候事

安永八年十二月には、親が子供を一旦久離してある以上は、捨子(實は孫)を引受ける義務はなかつたが、(前掲)天明三年にも、この關係は現れてゐる。前例は兄が弟を久離した上は、弟の子及び弟の妻と

の關係も、斷絶されてゐる事になるから、捨子（實は弟の子）を引受ける事を拒み、これを認められてゐる。寧ろ當然であらう。次に捨てた「さく」は「急度叱」になつてゐる。安永四年捨子せし者の御仕置の評議中、貧にして止むなく捨てた者は、罪を輕減して「急度叱」かと評議されてゐたが、それがよくこゝに實現されてゐる。天明四辰年六月には、町内と武家方組合辻番持場境往還に捨子ありしに付、「辻番廻り場境ニ有之候間雙方より御訴可申上」としてゐる。これも殆ど疑の餘地のないことである。

町と町の境に捨子ありし場合も、これと同様である。只、境にあつた捨子を、何れが養育するかゝ問題である。天明四年六月には、「町内ニ而乳持附養育致置（中略）追而沙汰可及」とされたが、後にその場所を糺した所、「御屋鋪持場之内之事故小兒御引取養育被成度」とある（註七〇）。天明八申年九月にも、町内と紀伊の家老安藤帶刀組合辻番所廻り場との境に、捨子があつたが、この時は、何れの分に屬するや明かでないから、「捨子は町内江引取養育之儀者雙方ニ而手當」してゐる（註七一）。これによれば、捨子が武家屋敷と町との境目にあれば、捨子は町方へ引受け、養育費用は、雙方の負擔とした様である。町と町との境目の時は、何れか一方が引受け、右同様養育上の費用は、雙方の負擔とされたのであらう。尚天明七年二月捨子を貰ひうけた者が、その捨子を召連欠落した件に付、捨子を貰ひうけた欠落人を、その店請人に尋申付られしに、「不尋出段不埒ニ付過料錢三貫文宛申付候上永尋捨子ハ無日限尋候」様命せられてゐる（註七二）。記事條例に「捨子を召連致欠落候者以來日限尋ハ申付間鋪最初より無日限尋可申付

事伺書之部ニ極有之(下略)「註七三」とあるによれば、捨子を召連れ欠落した者は、普通一般の欠落人よりも、尋出す必要が大であるとされた事がわかる。天明八申年五月には、預り置いた捨子を、熱湯を打返怪我いたし面部共外手足迄焼爛相果させたるは、「不埒」なりとして、「押込」の制裁を課してゐる(註七四)。公案比事(註七五)には、「五十日押込與相伺候處一座評議之上急度叱」としてある。何れが正しきかは別として、兎に角、捨子養育に缺くる所ありしものとして、制裁を加へられた事は明らかである。之を要するに、天明年間には捨子の取扱方は、安永時代よりも更に一段簡便になつたといふ事は争はれない。而して町方の捨子を近在へ遣す場合に、里數の制限を設けたのは、前代と異なる一の著しい點と云はねばならないであらう。然るに、

寛政六寅年九月には左の如き下札がある(註七六)。

寛政六寅年九月

寅九月十八日請取翌十九日下ヶ札付返却

御相談書 池田筑後守

捨子貰人之儀在方ハ里數並身元之儀其支配式地所江問合之上吳遣候段天明元丑年五月廿七日內寄合ニ而取極以來日本橋より三里迄ハ聞届其餘ハ難相成段申渡候積ニ而其後ハ右之通取斗來候右ハ吳遣候小

兒拾歲迄之内病死等之節檢使遣候儀ニ付差支候間取極候儀與相見候得共御改正後ハ檢使不差遣候ニ付番所裏書之儀御代官所之分ハ勿論私領ニ而も其日歸ニ相成候所ハ番所裏書遣候積安永五申年四月六日内寄合ニ而相極候ニ付右捨子貲人之儀も以來ハ其日歸之所ハ吳遣候様申付尤里數并身元糺之儀は定式之通其支配式地頭江問合取斗候方可然哉御存寄も無御座候ハヽ以來右之通取極置度此段及御相談候

寅九月

御書面之趣何之存寄も無御座

下札

候間以來御同様取斗可申候

寅九月 小田切土佐守

町の捨子を近在へ遣す場合に付、天明元丑年五月廿七日には、府内より三里以内の地に住居する者にのみ、遣すべき旨を定めたるに對し、寛政六年九月には、府内より其日歸の所なれば、吳遣しても差支ないとしてゐる。天明元年當時は捨子病死等の節、檢使を遣す事になつてゐたが、その後改正されて、檢使を遣さずに済む様になつたから、何も三里と限る必要はなくなつたといふのである。前代以來、捨子貲人の範圍が次第に擴張されつゝある事を、明瞭に會得されるであらう。大阪では寛政二庚戌年十二月五日に、「(上略)既ニ去月中捨子數多有之候自身番嚴重に候ハヽ自右躰ニは有之間敷候得共番之いたし方

等等閑故之事與相聞へ候彌無油斷諸事去月相觸候趣相守往來人數ニ應シ柏子木ニ而次町へ送リ通シ隨分入念可申候若又此上(中略)町内天中取締不行届儀も相聞へ候ハ、急度可沙汰候(註七七)と、捨子に關し、細心の注意を拂うべき事を要求してゐる。寛政七年には、享保十年五人組帳前書と全く同一の法規あり(註七八)、この時代の捨子訴の實例に現はれたる所を見るに、寛政五巳年二月死亡した捨子を、届けざる前に葬りしにより、「町役人江無沙汰ニ死體葬候段不念」に付「御叱置」を蒙つてゐる。捨子の病氣は届出るに及ばざるも、死亡したならば(但し拾歲迄の)葬る前に訴出なければならなかつたのである。死亡に付怪敷ものあらば、檢死の要があつたからである(註七九)。寛政五丑年九月には、松平伊豆守の指圖にて、金子を添へ貰ひうけた養子を、放棄したる件に付、「(上略)致捨子金子徳用致候始末巧成致方其上家主江得と不遂對談も店江引移罷在候段重々不届至極ニ付引廻之上獄門」(註八〇)とある。寛保二戌年二月及び安永四年の趣旨が、よく實現されてゐる。同じく六寅年十二月松平伊豆守指圖にて、「武州雜司ヶ谷村稱次右衛門下男政右衛門義捨子致候一件」あり、異例に付左に掲れば、

御朱印地

天台宗
自證院武州豊島郡雜司ヶ谷村
百姓稱次右衛門下男

右之者儀主人稱次右衛門女房くうは懷胎故出生之上小兒ハ引取候約束ニ而離縁致則男子出生に付可引取處指當り相應之乳も無之外江遣候手當も指支殊稱次右衛門祖母その江小兒引取候儀ハ押隱候故稱次右衛門心勞致候を氣の毒ニ存宣場所江捨候ハヽ小兒の爲に相成主人之迷惑可相遁與存込貲人有之旨相添小兒を請取武家方抱屋敷園内江捨子致候始末一途ニ主人之難儀を見兼候存寄與は乍申筋違之取斗不

埒ニ付三十日手鎖

右御咎附

右一途ニ主人之難儀を見兼指懸無詮方致捨子候始末無餘儀相聞候得共筋違之儀取斗候者ニ御座候乍去欲心は勿論巧候儀も無之間指當例は相見不申候得共三十日手鎖

上下の關係にある下男が、主人への奉仕の誠の現れとして見る事が出来る。自己の欲心等にて捨てたのとは、類を異にするが故に、安永四年の評議中に、所謂貧にして止むなく捨てた場合と同じ様に、刑を輕減して三十日手鎖とされたのである(註八一)。寛政十二申年七月及十三酉正月には、捨子を貰ひうけた後訴へたが、「捨子不引取以前御訴不申上候段御叱被置候旨被仰渡」てゐる(註八二)。訴へてから引取るべしとの定めに違反したからで、これは當然の事であらう。

次いで、享和時代に於ては、二年に寺社境内又は寺社領内の捨子に關しての申合せがある(註八三)。即ち、諸寺社境内又は寺社領之内捨子有之訴出檢使差遣候後町方等之もの貰請養育いたし度段相願之趣承

届定例之通證文申付其後十歲迄之内右捨子病死いたし候段届出候得ば檢使差遣候先例相見候然ル處町奉行ニ而去ル亥年○寛政窺之上右躰貰請候捨子病死之節は元町其町役人共罷越様子見届無之分は懸り届出病體於相分は檢使遣間敷間其旨を存入念可申段町江申渡置候ニ付一事同様ニ相成候も如何ニ候間以來町方へ遣候捨子拾歲迄之内病死いたし候段申出候ハ、捨子遣方之寺社又ハ寺社領之もの罷越見届病死に相違も無之雙方より届出候ハ、承届檢使ハ不差遣取片付之儀可申付候事

脇坂淡路守

四ツ谷北寺町一向宗真榮寺門内ニ去ル、午年當歲之男子捨有之見分之上貰人有之迄定例之通同寺江尋置候處此度別紙之通願出候間相糺候處先例相見不申右類之義承届候ハ、後年ニ至り品弊を生じ可申哉も難計候間旁出家爲致候儀者難成段申達願書差戻申候

右之趣以來共區ニ不相成様取計可申候

右享和二戌年十一月十八日淡路守宅内寄合おるて申合之事

これは寺社境内、又は寺社領の内に捨子があつた場合、町方等のものより、その捨子を貰ひうけたいと願出たならば差遣し、もしその後、死亡したならば、檢使を遣すか、遣さないかの申合せである。これ迄は檢使を遣した事もあるが、これからは捨子の死亡が、病死に相違なければ、檢使は遣さずに、取片付ける事に定められたのである。換言すれば、寺社境内又は寺社領内の捨子も、一般町内の捨子と同

様に取扱はれる様になつたのである。然るに、文化四未年左の如き意見が發表されてゐる(註八四)。

捨子町方ニ而費受病死又は費人死失等致し候節取扱振御目付遠山金四郎の問合ニ付挨拶

文化四卯年三月十四日請取附札致同十九日返却(朱書)

遠山金四郎

一、捨子町家費人江差遣候以後病氣又は死去致候旨申出候節御取扱

但病氣又は死去等之御届年限等有之候哉

一、右同斷夫婦共相果外ニ親類身寄ニ而も養育致候もの無之旨申出候節御取扱

右之趣其御方ニ而御取扱方其外承知致度存候

卯三月
遠山金四郎

附ケ札

御書面捨子之儀最初費人江差遣候節十才迄之内は病氣異變病死とも訴候様申渡尤病氣ニ候得は養生申付病死致候節は捨子差遣候元町之町役人共死體見分致し訴出候仕末ニ而紛敷儀無之候得は片付申付候

但捨子有之同町之内之費人ニ候ハ、右町役人并組合名主立合死體相改訴出候ニ付紛敷儀無之

日本に於ける捨子の研究(徳田)

候得は片付申付候

一、捨子貰候もの夫婦共病死致し候外ニ親類身寄無之節之例相見不申候得共店受人有之儀ニ付

右店受人江養育申付候方與存候勿論品ニ寄捨子有之候元町内ニ而養育も申付候心得ニ有之候

卯三月

小田切土佐守

右の挨拶は遠く安永六年の定めと同趣旨である。安永六年以來、天明八年には、大阪に於て安永六年の改革を更に改革された事は、既述の如くであるが、事實上、或は安永六年の定めに従ふ者もあり、或は天明八年の改革によるものもあり、所によつて必ずしも一定してゐなかつた。けれども大體に於ては、天明八年の改革によりしが多い様に思はれる。勿論天明八年の改革は、特に大阪邊を中心とした觸であらうが、其後も捨子の取扱方の、次第に簡便化した事は認められた。然るに小田切土佐守の挨拶は、安永時代と同じ様に、捨子拾才迄は貰人より、その病氣に就いても訴出する事にしてゐる。今この時代の實例を見んに(註八五)。

一、捨子貰候者所替致候ニ付訴

文化十四年九月五日(朱書)

一、當八月十九日夜九時頃町内往還ニ當才之男子捨有之候ニ付翌廿日其段御訴申上候得は養育致置追

而貴人も有之候ハ、御訴可申上旨被仰渡候然ル處重兵衛妻儀先月廿二日男子出產致無間も相果候乳
も澤山有之候ニ付重兵衛儀右捨子貰請度旨今日御訴訟申上候得は御吟味之上願之通被仰付尤右捨子
相煩候歟相替儀も有之候ハ、早速御訴可申上旨被仰渡奉畏候仍如件

赤阪新町三町目

月行事

願人市兵衛印

同町五町目利兵衛店

貰人重兵衛印

家主

五人組

右重兵衛儀此度勝手ニ付源助店江引移候ニ付其段今日一同御訴申上候得は前書之趣猶又私共江被仰
渡奉承知候以上

赤阪新町五町目

文化十一戌年十一月朔日 家主源助

五人組 惣兵衛

右の様な形式をとつてゐるが、その中貰ひ請けてから捨子煩ふか、相替儀もあらば、早速訴ふべき旨を

申渡されたるに鑑みれば、當時は矢張り貴請けた拾才迄の捨子の病變に就いても、一々届出でるのが常であつたと思はれる。これを安永六年の改革と通じて觀察する時には、吾人はこの形式が、一貫してゐる様に考へられるのである。換言すれば、この形式が安永以後の原則であつて、天明八年大阪の改革の如きは、或は大阪邊に特殊な事情により、或は當時の特殊の周圍の事情に迫られて、定められしもので、永續的性質をもつた規定ではなかつたと解すべきであらう。尙文化年間の訴の實例の二三に付觀察するに、文化二丑年二月には、麻布廣尾町鎌守稻荷社地に男子が捨てゝあつた件に關し、「別當千藏寺より寺社御奉行水野出羽守様江御訴申上御檢使之上千藏寺より同所家主勝次郎妻江當分預ケ置」かれてゐる(註八六)。寺社境内に捨子ありしにより、先づ檢使を遣されてゐるのは、享和二年の規定の實現と見る事が出來る。文化六年三月には、町方の捨子を在方へ遣す件に付、次の様な問合せ及び挨拶がある(註八七)。

一、本所龜澤町ニ女子捨有之右之者下總國串嶋村百姓太郎兵衛方江養女ニ遣シ度旨願出ニ付御勘定奉

行江問合

文化六己年三月 御勘定奉行江掛合(朱書)

小田切土佐守殿

柳生主膳正

御勘定奉行宛

小田切土佐守

本所龜澤町月行事傳右衛門儀去辰年八月十六日町内往還ニ當才ニ相見候女子捨有之候旨訴出候ニ付大切ニ養育致置追而貰人も有之候ハ、猶又可訴出旨申渡置候處右女子すて與名付竹垣三右衛門御代官所下總國葛飾郡串嶋村百姓太郎兵衛方江預養育致置候處太郎兵衛儀右捨子貰請度由ニ付相糺候處太郎兵衛娘さの儀去辰年八月十五日男子出産致し候處無間も相果乳澤山有之外ニ子供無之候間同人養女ニ致度旨申聞候間差遣申度段傳右衛門太郎兵衛一同願出候右は三右衛門方江も太郎兵衛申立相違も無之候ハ、願之通可申渡與存候依之及御掛合候

己三月

下ヶ札

御書面之趣竹垣三右衛門江申渡候處太郎兵衛よりも申立相違無御座候段三右衛門申聞候

三月

柳生主膳正

町方の捨子を在方へ預け養育して置いた所、その預り人が、右の捨子を貰ひ請けたしと願出づるにより、差遣した例である。その際、貰人が捨子のあつた町へ願出づれば、當該町の月行事、貰人一同番所又は奉行所へ訴へ出る。番所又は奉行所では貰人の身分、其他の事項に關して、御代官、領主へ糺して後、相違なければ、こゝに捨子を差遣す事を許すのが一般であつたのである。右はこれを示す一例に過

がない。文政年間には七申年に、大阪に於て捨子の養育費の町中割付に關する改革あり(註八八)、

年中勘定仕法立

一、町内ニ捨子有之候へは諸入用は町中役割ニ仕候事

(中略)

右之通天明八申年相改有之候處今般

内藤隼人正様
高井山城守様鄉中并一町限り勘定向取締可致被爲仰出御取調被爲成丁人一統難有仕合奉存候依之丁人一同相談之上又去年相改申候別而御仁惠之程以後永無相違相用可申候爲其丁人中連判仍如件

文政七申年五月

○下略

捨子養育に伴ふ負擔が、幾分とも輕減されるのは、町人にとっては喜ぶべき事であつたに相違ない。文政元年、同五年には、寶曆十年御仕置五人組帳(前掲)に於けると同一の定めあり(註八九)。文政十年には(註九〇)、

一、捨子之儀引請人而已ニ而貰請人無之又は村養育等之類主水正殿御談も有之候ニ付以來左之通

引請人有之分

一、書面捨子誰引請養育致し置候上は養育中異變之儀も有之候ハ、其段可訴出旨申渡證文取て可被差

出候以上

何ノ何月

村養育之分

一、書面之捨子村方ニ而養育致置候上は養育中異變之儀も有之候ハ、其段可訴出旨申渡證文取て可被差出候以上

何ノ何月

前より貴請人有之節之振合

一、書面之捨子誰貴請養育いたし度旨申立候上は願之通差遣又外江遣候儀不致共無據子細有之遣し候

歟異變之儀も有之候ハ、拾才迄之内は差圖可請旨申渡證文取て可被差出候以上

何ノ何月

右之振合を以夫、相認區、不相成様不知振取調可申事

文政十亥年六月

と定められてゐる。大體に於て、前時代よりの規定を繰返した觀がある。只、天明八年九月大阪町奉行の觸書の中に、捨子は町中にて養育すべく、家持一人で引受くべからずとせるに反し、文政十年には、暗に一人で引受くる事を認めてゐる。文政十二年大阪でも、「棄兒を町中にて養育せず、家持一人の負擔

と爲すは天明八年九月觸達の趣に違背す、棄兒貰先は乳持なれば可なり、身元等は特に詮索に及ばず」と觸達したるを見るも(註九二)、吾人が前に一言せし如く、捨子は町又は村全體として養育するが一般であつたが、中にはその中の一人が、引受けて養育した者も、かなり多くあつたといふ事が出来るであらう。而して捨子異變は、貰ひ請けても捨才迄は毎度訴へ出るといふ前代よりの原則は、こゝにも貫かれである。文政十三年には、府内より在方へ差遣した捨子が病死をしたので、その手續の形式を、如何にすべきかに就いて非常に苦しんでゐる(註九三)。今は煩を避けて全文を掲げざれども、その要點を述べば、初め内藤隼人正より、文政十二年九月に、本所相生町壹町目にあつた捨子を、武州下小松村百姓治兵衛へ遣し、今般病死をしたから、「定而貴様方江も前書町役人共より申立候儀ニ可有之候得は差遣候儀付右死骸檢死之儀ハ茂左衛門江申渡同人手代差遣候様可致候哉」と榎原主計頭へ伺ひたるに(文政十三寅年五月廿七日)、同日、榎原主計頭より、「町役人共小松村江罷越死骸見分之上其始末申立候様可申付候間山田茂左衛門方より別段可相伺旨御申渡有之候様存候」との挨拶あり、次で山田茂左衛門より、「私方ニ而檢死差遣始末申上候心得ニ御座候得共右之通主計頭殿方ニ而申渡も有之上」は如何すべきやと尋問せるに、主計頭より、一昨日の挨拶通りとの答あり、八月になつて、内藤隼人正より、下總國の前例を引用し、「右例の手續ニ相心得御代官より檢使等之儀申出候ハ、前書之趣を以取斗候様可致哉與存候」旨の孫下ヶ札來りたるに對し、寅九月主計頭より、

九月八日再下ケ札ニ而挨拶返却（朱書）

再下ケ札之趣致承知候以來在方江遣候捨子病死訴出候ハ、元町役人村役人立合爲見届候上病死ニ無粉候旨ニ候ハ、承届置何方よりも檢使は不差遣積り御同様相心得可申候依之及御挨拶候

寅九月

榎原主計頭

との挨拶あり、要するに、當時町方より在方へ遣した捨子が病死の節、檢使を遣すか否かは相當重要視された様であるが、結局前例にならひ、先づ元町の役人及び村役人が立合、病死に紛なければ、檢使は差遣さない事にきめられたのである。蓋しこの取扱方は、文政以前よりの一般であつた様である。けれども、兎に角一應は元町の役人及び村役人が立合つて、實際病死であつたかどうかを確める事を必要とした事だけより考ふるも、捨子を貰ひ請けてから、或は養育上の不注意により、或は人爲的に、捨子をして死亡せしめる様な場合もあつたらうといふ事も、右の反面解釋として許されるのではあるまいか。

文政時代の訴の實例の一に付窺ふに、大阪町奉行伺文政元寅年御渡のものに、「小兒を貰養料錢掠取捨可申と最初より相巧藤八申合卯兵衛當才之娘たみを一生不通之相對を以藤八ニ爲貰受養料錢分ケ取候上同人俱々藤八と無宿辨吉とを指す右たみを捨候段不届ニ付存命ニ候得ハ死罪可申付ものニ候段一件之もの江申渡」とある。兩人共謀して、金錢附の捨子を貰ひ、それを放棄したので、獄門又は死罪に申付べきの所、

死亡したれば斯様心得べき段を申渡され、評議の通り済ませてゐる。この制裁は前代と殆んど異らない(註九三)。文政二卯年十一月には、往還に捨てゝあつた捨子を貰ひ請けた者が、妻并捨子を残して欠落したので、家財は御番所にて妻并に捨子へ下されしが、妻は養育取續き兼ね、御番所へ訴へて、その店請人へ全部引取られ、同時に欠落人の行衛を日限なく尋求すべしとの申渡あり、これも前代と同様の形式をとつてゐる(註九四)。同じく七申年四月、捨子を貰ひうけた者が、在方に居る親大病の折、捨子と共に村方へ引込みし訴狀あり、その最後(註九五)、に、

一、前書捨子召連他國江罷越候儀ニ付領主(略)家來(略)呼出右之通願出候ニ付小兒拾才迄之内異變等有之候ハ、領主江可申之段申渡置候間其旨主人江可申聞旨當番與力より申渡

但異變等有之申立候ハ、下知之儀は右屋鋪より此方御役所江申出差圖請可申若變死等於有之ハ死體假片付申付置是又同様申出差圖請候様申渡

と記してある。前代よりの形式、及び文政十年の定めと一樣である。村方の捨子の異變拾才迄は、先づ御代官、領主へ掛合ふことは、前後通じての通則である。文政八酉年七月には、「辻番廻り場内捨子貰人江遣候後右捨子病死之節死骸片付之儀ニ付御目付方江懸合書」あり、即ち、右捨子を貰人へ差遣してから、先方にて病死をしたならば、各方へ届るに及ばず、直ちに其向より、死骸片付る様申付ても差支なきかと伺ひたるに、小田切土佐守より、「御書面之趣捨子貰人江可差遣旨致差圖候後は御目付方取扱無之

候」との下ヶ札があつた。初め指圖をしてからは、一々目付より取扱ふことなく、些細の事は夫々當該役人の處理にまかせられたのである。以て封建社會の施政の精神をも窺ひ得られると思ふ(註九六)。天保年間には大阪にて觸あり(註九七)、即ち、天明八申年町に捨子ありし時、養育取斗方并捨子貲先の儀に關し觸れられたが、爾來年月も經過し忘却致し、又はよく辨へない者もあるのか、天保二卯年には捨子多く、これは夜番人の廻り方等閑の故なれば、かゝる事なきやう、町役人より急度申付け置くべく、且町の軒下路次等の捨子を、家持壹人にて引受ける町もある由、假令家持の希望に基くものと雖も、先年の觸渡に違背するものなれば、之を禁止し、養育申付けて置いた捨子貲先は、乳持でありさへすれば、入念に相糾すに及ばず、早々奉行所へ申出、指圖受けて差遣し、町内雜費の掛らないやうに致すべき旨を、三郷中に觸達したのである(巳五月十四日)。天明時代と同じく、捨子激増の爲に再びその必要を感じて觸渡したものであらう。天保五巳年二月行衛不明の捨子に就いて(註九八)、

桑原伊豫守掛

大屋四郎兵衛出

一、攝州天王寺村幸助養育之捨子永尋伺

書面養育之捨子今以行衛不相知上は尋申付被置候との共度、日延之上不尋出段不埒ニ付一同急度叱り之上永尋申付且幸助儀預り居候捨子何方江罷越候哉も不存等閑之至り不埒ニ付過料錢三貲文申付一同證文取之差出過料錢は三日之内其内役所江取立御勘定所江可被相伺候以上

己二月

とあるを見れば、行衛不明の捨子は永尋、捨子を預つてゐたものは、捨子の監督世話に缺くる所ありしを以て過料に處せられてゐる。天保四己年二月には、「元知人之由ニ而小兒召連尋來押而止宿致し翌日右小兒捨置行衛不知様殘置」いた捨子病死に付訴へ、番所では明和七寅年四月廿五日の訴に倣つて檢使を遣した例あり(註九九)、同じく七申年十一月、領曆御用所門地覆際に、子供を放棄してあつたのを、先づ町方へ引取り、養育してゐる(註一〇〇)。この場合は、文化十五寅年正月の例を適用されたが、天明四年六月、天明八年九月にも同様の取扱があつた事は、前述の通りである。寺領の捨子を町方の者貰受けて後に、捨子死亡した時の取扱も、前代と違ふ所なく、天保十亥年五月十二日には右の場合、「死骸双方町役人村役人立合之上致見合否可申立旨被仰渡」てゐる(註一〇一)。かくの如くして天保時代は大體に於て、天明、寛政頃の捨子の形式を承繼してゐる。只、こゝに、非人の捨子に關する訴の例が二三ある。これは一般良民と異なる點もあるから、左に一二を掲げて参考としよう。

一、淺草三嶋門前往還ニ捨有之候當才之男子穢多頭彈左衛門江引渡候南御役所手形寫

天保十亥年(朱書)

南御番所手形帳書抜(朱書)

第一、當才男子

此者儀淺草三嶋門前往還ニ捨有之候ニ付同町家主榮助召連訴出候間溜領申付及吟味處身寄のものも無之ニ付非人手下申付穢多頭彈左衛門江引渡遣ス

右之通被仰渡被遊御引渡慥ニ奉受取候尤入念養育致し若違變等之儀有之候ハ、御訴可申上旨被仰渡奉畏候、且手當として錢三貫文被下置是又慥ニ奉受取候爲後日仍如件

穢多頭

彈左衛門代

藤 兵 衛 印

亥十二月廿六日

天保十一子年手形帳書拔(朱書)

三四才相見候

言舌不相分

一、女子

是は本材木町四町目より五町目江渡橋上有之野非人駢之もの之子

此もの儀右本材木町四町目同五町目家主共召連訴出候間溜領申付及吟味處尋來候ものも無之無宿乞食之子ニ無相違相聞候ニ付非人手下申付穢多頭彈左衛門江引渡遣ス

右之通被仰渡被遊御引渡慥ニ奉請取候尤入念養育仕若違變等之儀有之候ハ、御訴可申上旨被仰渡奉畏候且手當として錢三貫文被下置是又奉受取候爲後日仍如件

穢多頭

彈左衛門代

淺

吉

子五月廿二日

以上二つの例によつても明らかなる如く、その取扱方は、一般良民の場合とは異なる所がある。今その主なる相違點をあぐれば、第一に、訴人が一般良民は往還の捨子ならば、月行事を常とするが、非人の捨子又は非人の子と思はるゝものは、家主が訴へる點、第二に、非人手下申付彈左衛門に引渡さるゝ點、第三に、原則として、養育手當を與へらるゝ點等である。而して捨子を訴へ出た場合に、事實非人の捨子なる事疑なれば論なきも、もし非人の子なりや否やの確證に乏しい時は、先づ一時その領内に留置き、尋来る者もなく、非人、無宿乞食の子に相違なしと思はるゝ場合に於て、始めて當該捨子を非人手下申付穢多頭彈左衛門に引渡すのである。その際、養育手當（普通は三貫文）を附與されると共に、引渡された方は、右慥に受取つた旨を述べ、入念養育仕り、異變等の儀あれば、訴へ出づべく申渡される。一方捨子を引渡された彈左衛門は、之を非人頭へ、非人頭はその手下に渡し、その手下非人が右捨子を抱え置くのである（註百二）。云ふ迄もなく、これは一手下非人が單獨引受をなすのではなく、一般良人の捨子を町又は村にて養育する如く、穢多非人といふ一の階級全部、否當該穢多非人の圈内にて養育するのであつて、かの養育手當を附與さるゝは、穢多非人の階級が當時の最低階級にして、無資力のもの

多く、捨子を養育するは、大なる負擔であるから、幾分とも之に補助を與へて、養育を容易ならしめる意味である。捨子が乞食非人の子なりや否やを決定するには、後の天保十一年の例の時に、「先ツ穢多頭彈左衛門江御預被仰付身寄之もの等尋來候ものも有之候や野非人之子ニ相違も無之哉相糺候處右十三日より今廿二日迄右小兒を尋來候ものも無之野非人躰之もの右小兒を脊負物貰ニ參候を見受候もの有之候段無相違相聞捨有之候節之場所并様躰も乞食之様子ニ付別紙兩御役所ニ而本芝四丁目往還ニ捨有之候女子を非人手下申付彈左衛門江御引渡相成候例ニ見合手形取御引渡相成可然」とある様に、乞食、無宿、非人の子なる事が略、確實なりと見てから、穢多頭彈左衛門に引渡されるのである。天明八年九月及び文政十二年大阪にて、捨子は乳持ならば、貰人の身分を糺す必要はなく、長吏下非人番のもの、穢多の類でも、望次第に遣すべしと觸れしは、大阪に於て、當時の特殊の事情よりかく定められたるに過ぎず、固より之を以て、一般的原則と考へる事は出來ないであらう。階級別嚴格なりし徳川時代にあつては、假令捨子と雖も、良民の子か、乞食非人の子か不確實の場合に、無造作に、直ちに彈左衛門に引渡して、非人手下とする様な事はしなかつたであらう。一つ疑問なのは、かくして彈左衛門に引渡された捨子の異變の際、訴へ出づる事は、一般良民の場合と同様なるも、只、非人の場合は、年齢の定めがない。天明八年九月大阪の觸の通りなれば、非人の捨子、又は非人の預れる捨子でも、良民と擇ぶ所なく、異變の訴は拾才迄訴へ出づればよいと解すべきである。然し天明八年九月の觸が、一般的原則でないとすれば

こゝに疑問が生ずる。云ふ迄もなく、天明、文政時代大阪では、良民と同一に取扱はれたが、大阪以外の地では、如何に解釋すべきであらうか。吾人は第一、徳川時代には階級別峻嚴であつて、特に穢多非人の階級と、一般良民階級とは、あらゆる點に於て、取扱を異にした事、（勘當義絶の兩者の取扱の差異に就いて人との勘當義絶及び久離の章下参照）第二、穢多非人の階級は、概して無資力のもの多きが故に、よし養育の手當を一時附與されても、之を良民階級に比すれば、養育の負擔を感じする事多く、從つて捨子の善良にして、完き養育者たる性質に乏しき事等より、捨子異變の取扱方も良民と異り、拾才以上も訴出づべきものと解し度い。之に對する有力なる反対説としては、當時穢多非人の階級は、一般社會階級と、別個の存在なるかの如き觀あり、その支配も、穢多頭彈左衛門の支配する所で、殆んどその自治に任せられた傾がある。これよりして捨子異變の訴出の問題も、敢へて何時迄も干渉されなかつたであらうといふ事、及び大阪の例より異變の訴を拾才迄とする見解とであらう。けれ共、それにも拘らず、吾人は前説を主張し度いと思ふ。これは事實問題で、これを實證する例があれば、疑問は一時に消えるが、今その適例が存在しないから暫く後の研究に俟つ事とする。尙捨子死亡の訴方は、良民と大差なく、「相果候段右千代松（非人頭也）方江申出候間猶又同人より私方江訴出候ニ付私手代清右衛門惣兵衛差遣し千代松并組頭運藏爲立合死骸相改候處全病死之體ニ御座候間依之乍恐以書付御訴奉申上候」として、彈左衛門が捺印して届出る。すると番所の方で、死骸片付を申付けられるのである（註百三）。非人頭と組頭とが、病死であると見届けた

上は、檢使は遣されなかつた様である。降つて、弘化時代には變つた規定はないが、二年に、一つ異つた訴がある。即ち捨子を貰ひ請けた夫婦共病氣に付、捨子を差戻し度き訴である(註百四)が、「右躰之もの江養育爲致置候而も難澁之場合より自然不仁之取斗致ス間敷共難申左候逆店請人江爲引渡候而も是又及難儀候筋ニ付双方示談之上申出候儀ニも有之候間(中略)願之通承届候様可致與存候」との下ケ札に對し、當番所に於て、願の通り申渡されてゐる。この時は、兩町の願人、名主、五人組、月行事等が御番所へ訴へる。捨子の生命保全の爲に、一度貰ひ請けた捨子を、養育困難の事情により、再び差戻す事をも許可したのである。

嘉永六癸丑年には、大阪に捨子盜賊等に關して、「町、自身番ハ勿論町内見廻方怠無之様可致事」の達あり(註百五)、その頃大阪では、捨子「大概少くとも月に四五人多き時は月に二十人の餘に及」びしが、その中、殊に穢多村のもの共が、其子を平人になさしめんが爲に捨てるのと、淫風盛にして、不義の結果出生した子供を、恥辱の念等より捨てるのとが、最も多數を占めてゐたといふ(註百六)。

安政より元治迄は、さして留意すべきものなく、慶應四辰年三月に至り次の様な觸あり(註百七)、

一、捨子之儀以來訴出候砌一通相記直ニ其町内江遣し切ニ可致候間大切ニ養育致し置追而貰人有之候ハ、雙方町役人掛合之上子細無之分者貰人并町役人連印之證文取置差遣可申候尤拾歲迄之内病死致し候ハ、組合名主立合死骸相改疑敷儀無之分ハ訴ニ不及直ニ取置可申候(下略)

從來よりも稍簡便になつてゐる觀がある。捨子の貰人ある節、その貰人が他町なれば、右の觸を適用され得るが、もし貰人が、捨子のあつた町内の者なれば、どうするか、觸書には記してない。この場合は、その町役人が子細なしと見届けた上、貰人并町役人連印の證文を、取置差遣すものと解すべきであらう。更に同年、越前國清王村御仕置五人組帳(註百八)には、

一、人身賣買並捨子堅仕間敷候重き御咎可被仰付候尙又捨子仕候者承候ハ、他領之者ニ而も可申上旨
若捨子有之候ハ、養育仕御注進可仕候

とある。慶應年間にも、子供を放棄する者、依然として存在し、これが捕縛に、如何に苦心したかを、窺ふ事が出来るであらう。

以上吾人は、徳川時代に於ける捨子の形式の一部として、捨子を如何に取扱つたか、捨子の訴方、捨子に對する幕府の態度、政策、子供を捨てた親は如何なる制裁をうけたか等の問題を、各年代に亘つて一々觀察した。こゝに於て、吾人は本章初に一言せし如く、右の觀察の結果を纏めて、一般的考察を試みなければならぬ。さればとて、吾人が一般的考察と云つても、極めて概括的のものである。何とならば、各年代の規定、形式は當該年代の社會事情と、相關連して考察することによつて、始めて其意義があるからである。如何に嚴格精細な規定でも、當該社會事情に適合しなければ、その存在の意義はないばかりでなく、早晚は滅失する運命にあるものである。例へば天明年間、殊に大阪では、當時の周囲

の事情に迫られて、之に適合すべき規定を設けられたが、然もこれが、永久不變の規定ではなく、周囲の事情に變化を來せば、最早それは空文に過ぎないものとなつたのである。故に天明時代の大坂に於ける捨子の形式を以て、徳川時代の一般的原則とする事は、不當なるのみか、單に大阪だけに就いて云ふも、これを以て原則とする事は出來ない。かく解する時は、吾人は徳川時代に於ける捨子の形式（本章に所謂）は、如何と問はるゝならば、之に對して、各年代の各々に付、觀察され度しと答へねばならないであらう。然し乍ら、吾人はこれのみを以て満足する事は出來ない。即ち一の事象は、これを個別的に觀察する事も勿論必要ではあるが、尙その總括的觀察をする事も、前者に劣らず必要である。この意味に於て、吾人は以下少しく、本章に所謂捨子の形式を概括して見よう。吾人は本章の諸例により、左の如き記事條例（註百九）に掲ぐる定めを以て、徳川時代の捨子の形式の原則としても、差支ないと考へる。

先づ

第一、捨子ありし時の訴方に就いては、

一、捨子訴

養育致置貲人も有之候ハ、可訴出

往還ニ捨有之候ハ、月行事訴之、路次内又ハ店下ニ候得ハ家主居宅内ニ候ハ、其地借店借之者より訴之併居宅内ハ家主より訴候共可爲相對次第事

右訴方訴人月行事并家主ニ候得は名主五人組地借之者ニ候得ハ名主家主加判致し月番の方江訴人斗訴

狀一通持參罷出候ニ付下知申渡言上帳江相記訴人ハ差返訴狀江下知之趣相認夕方非番の方江可相廻事

第二、捨子の貰人ある時の訴方、

一、捨子貰人有之願出候節は雙方一同訴訟ニ罷出候間糺之上願之通申付手形取可申事

但貰人在方之者ニ候ハ、其日歸之場所ニ而裏書遣候程之里數迄ハ可聞届其餘ハ難相成候尤御料私領とも御代官領主江懸合貰人身分可相糾事

一、捨子を貰又外之者江遣候儀先ツは難成候事

第三、捨子異變の場合の訴方、

一、捨子拾歳迄の内病氣其外異變訴之拾歳以上之分は不訴出等ニ候事

下知(朱書)

入念養生致可遣

一、右病氣訴

一、右養育中病死致し候は、組合名主立合死骸見分致候上訴出候間紛鋪儀も無之候ハ、直ニ死骸片付可申付

但他町之者江吳遣候小兒ニ候ハ、元町之町役人見分致訴出候等ニ候事

一、捨子病死之節檢使遣方相改候後捨子在方ニ而病死致候訴ハ無之候得共以後右隣之捨子致病死候ハ

ハ元町之町役人其村方江罷越死骸見改候上可訴出事ニ候

一、捨子病死之節前、檢使遣候處町法改正後本文之通ニ相成候(下略)(朱書)

第四、捨子欠落の場合、

一、右同前之者致欠落候處立歸候ニ付帳消(下略)(朱書)

大體以上の規定に盡きてゐる。が、子供を放棄した者に就いての規定は、右の中にはない。この子供を放棄した者に對する制裁は、之を年代順に見れば、貞享以前は比較的寛大であり、元祿時代より享保、天明、天保と降下するに従ひ、捨子に關する規定の、精細を加ふると共に、捨子をした者に對する制裁も、次第に峻厳さを加へてきてゐる。而して、之を概括的に觀察すれば、安永四年大阪に於ての評議を以て、制裁の標準と考へる事が出來ようと思ふ。捨子の規定又は訴方と雖も、之を縱に觀るならば、最初は簡に、次に、細且複に、最後に、捨子の増加に伴ひ、細且簡になつてゐる傾がある。何れも社會的必要に基いて、變化を加へられてゐる。捨子の形式を總括的に觀察すれば、略上述の如くであるが、就吾人が最も注目すべきは、捨子の養育者である。徳川時代に於ける捨子の養育者は、原則としては町、又は村である。今若干これに就いて説明せんに、徳川時代の町又は村は、各町村民に對して、或程度の獨立を示し、而かも、自から權利義務の主體たる、單一體である一方、各町村民の人格に依つて組成され、各町村民の人格に依つて支持されて居る所の總合人である。例へば、「村は自己の名義に於て賣買、

寄託貸借等の法律行爲を爲すの能刀を有ぢ、村は財産を所有する能力をも有つて居た。」(註百十) 捨子を町又は村にて養育するのも、町又は村全體に對して課せられた、町又は村の負擔である。丁度當時租稅が、村民の直接の負擔では無くして、村全體の負擔であつたのと同様である。假令月行事、家主等が、訴訟の中心となつてゐても、彼等は町の機關として、町自身を代表して、訴訟行爲を爲したのである。

寛政三年六月には、松屋町と神田塗師町とが、迷子の養育を免れんが爲に、各、自己の町の引受べきものに非ずと争ひ、或は捨子ありしを、竊かに他町へ捨てたるが如きことあり、これ等は町が町自身として、一の人格を有してゐた事を立證してゐる。町より在方へ遣した捨子の病死の際、元町の役人が見改めるのも、之と性質に於て異らない。換言すれば、徳川時代は、個人の人格は、集團の人格の從として認められたるに過ぎず、個人の人格は、集團に吸收さるもの多く、集團の成員の行爲は、集團自身の行為として目さるゝ傾向強きが故に、捨子も自己の町村にあれば、自己の町村全體として引受け、その養育上の負擔は、直接には自己の町村全體の負擔であり、當該町村の成員は、この町村全體としての負擔を、更に割當てられるのである。徳川時代に、捨子を町又は村の引受としたのは、かくの如き性質を有するのである。然し乍ら、吾人は他の一方に於て、當時捨子を町の家持等が、一人にて引受けた場合もかなり多かつた事を忘れてはならない。これはその家持の篤志によつたものが、多かつたのではなからうかと考へられる。

(註一) 御仕置裁許帳、卷之六、

(註二) 同前二之卷、

(註三) 正寶事錄七之卷、

(註四) 大阪市史、第三卷、九九頁、

(註五) 御仕置裁許帳、二之卷、

(註六) 同前、

(註七) 正寶事錄、八之卷、

(註八) 同前、

(註九) 同前、

(註十) 御當家令條、卷之第三十三、

(註十一) 正寶事錄、九、之卷、

(註十二) 隆胎に就いては「共存」(第六卷第九號)拙稿「徳川時代

の隆胎」参照、

(註十三) 同前々、

(註十四) 德川禁令考後聚卷之六、六十二、

(註十五) 大阪市史、第三卷、一一四頁、

(註十六) 同前、一一五頁、

(註十七) 同前一一七頁、

(註十八) 同前一二一頁一一三三頁、

(註十九) 同前、捨子の研究(徳田)

(註一九) 同前、一四〇一一四一頁、

(註二〇) 同前一五四頁、及び一五九頁、

(註二一) 御仕置裁許帳、二之卷、

(註二二) 同前、

(註二三) 同前、養子を捨る者之類並切殺捨る者の部、

(註二四) 同前、實子を捨る者之類の部、

(註二五) 大阪市史、第三卷、一六〇頁、

(註二六) 畫教類典、四ノ二十三、捨子の部、

(註二七) 前同々、一七三頁、

(註二八) 穂積陳重著五人組法規集、一四三頁、

(註二九) 同前、一六二頁、

(註三十) 正寶事錄、卷之二〇、

(註三一) 同前、卷之三十五、

(註三二) 諸國落首咄、第二、珍本全集、三六二頁、

(註三三) 德川禁令考後聚卷之二〇、四十五、ニ、

(註三四) 記事條例、六十一、「捨子訴之部江可屬書付」の一、

(註三五) 同前、捨子訴之部、

(註三六) 德川禁令考後聚、卷之二〇、四十五、ク、

(註三七) 同前、捨子之儀三付御仕置之事、

(註三八) 同前、捨子の研究(徳田)

(註三八) 穂積陳重著五人組法規集、一七五頁、

(註三九) 大阪市史、第一卷、八五〇頁、

(註四〇) 同前、第三卷、五六七頁、

(註四一) 記事條例六十一ノ二十二、武家方より捨子貰受候處

病死致ニ付檢使遣候事、

(註四二) 同前十一、湯屋ニ而入湯ニ參候者より小兒預リ候處預

ケ候者行衛不知旨訴、

(註四三) 穂積陳重著五人組法規集二五二頁、奥州沼平村御仕置

五人組帳、

(註四四) 同前、二六九頁、出羽國藤島組拾六箇村御仕置五人組帳

(註四五) (註三九)と同じ、

(註四六) 同前、五九五頁、

(註四七) 記事條例六十一ノ一、御堀内ニ胎衣付候男子捨有之候訴、

(註四八) 同前、六十一ノ廿三、家主江も不申聞武家方より捨子

貰受候者訴出ニ付叱置候事、

(註四九) 同前、六十一ノ廿四、捨子貰受候者不訴出度、致店替

候訴、

(註五〇) 同前六十一ノ廿五、捨子貰受候者武家方江被抱候ニ付

異變等之節ハ元町江引受可訴出旨申出候事、

(註五一) 同前六十一ノ四、町醫師玄關板鋪上ニ捨子有之候訴、

(註五二) 同前、六十一ノ三、路次内ニ捨子有之候訴、

(註五三) 大阪市史、第三卷、八三二頁、

(註五四)

同前、八四三頁、

(註五五) 記事條例六十一ノ廿一、増上寺下屋敷前捨子有之町方

之者貰受候旨訴、

(註五六) 秘典、取計、壹之上、

(註五七) 記事條例六十一、捨子異變訴拾歲を限申度旨名主共願

ニ付町年寄相伺候書付、

(註五八) 諸事留帳、二(自安永三年至寛政三年)、

(註五九) 記事條例六十一ノ十四、調物致し候跡小兒捨置候訴ニ

ケ條、

(註六〇) 同前六十一ノ十五、乳貰ニ參小兒捨置立歸行衛不知旨

訴、

(註六一) 諸事留帳二、(自安永三年至寛政三年)、

(註六二) 社會學雜誌、第三十二號、拙稿「久離の形式」の草下

參照、

(註六三) 德川禁令考後聚、卷之六、六十二、

(註六四) 記事條例、六十一、源助町月行事訴の内、

(註六五) 牧民金鑑第四、

(註六六) 大阪市史、第三卷、一一六〇頁、

(註六七) 同前第五卷、九六頁、

(註六八) 同前第三卷、一二七三一一二七五頁、

(註六九) 記事條例六十一ノ十六、捨子訴出候後親尋來ニ付吟味

之上渡遣候事、

(註七〇) 同前、六十一ノ七、武家方持場境に捨子有之候訴ニ付吟味

條ノ内、

(註七一) 同前、

(註七二) 同前、六十一ノ二十六、捨子を貰受候者右捨子を召連

欠落致し候に付糺之上咎申付候事、

(註七三) 同前六十一、捨子訴之部、

(註七四) 同前、六十一ノ十八、捨子預ケ置候處怪我に而相果候

勘定奉行江問合、

(註七五) 公案比事卷之五十一、二五四、捨子里子を怪我に而殺

候類、

(註七六) 記事條例六十一、在方之者江捨子吳遣候里數限相談書

付、

(註七七) 大阪市史第四卷、上八五頁、

日本に於ける捨子の研究(徳田)

(註七八) 穂積陳重著、五人組法規集、三二一頁、武州砂川村御

仕置五人組帳、

(註八〇) 記事條例六十一ノ二十三、捨子病死致し候處不相届死

骸片付候旨訴、

(註八一) 御仕置類例集三ノ七、

(註八二) 御仕置裁許帳第八卷、

(註八三) 記事條例六十三、追加、牛込御門内辻番廻り場内捨有

之候女子貰受候旨訴、

(註八四) 慣習例、五

(記八四) 記事條例六十三、追加之部、

(同八五) 同前捨子貰請候者所替致候に付訴、

(註八六) 同前、麻布廣尾町鎮守稻荷社地男子捨子訴、

(註八七) 同前、本所龜澤町女子捨子養女に遭し度旨願出に付御

参照、

(註八八) 大阪市史第五卷、二三八頁、及び伏見民政誌、九八頁

組帳、

(註八九) 類例秘策、三ノ卷、

(毛二) 一〇五

(註九二) 大阪市史、第一卷、二〇一—二〇二頁、

(註九三) 諸事留帳、九、(自文政十二至天保六年)

(註九四) 德川禁令考後案、卷二〇、四十五、罪例の部、

(註九五) 記事條例追加之部(六十三)

(註九六) 同前六十一ノ二十七、捨子を貰受候者在方親大病に付

村方江小兒召連引込度願、

(註九七) 同前、六十一ノ二十八、捨子病死之節死骸片付之儀に

付御目付方江懸合書、

(註九八) (註九二)と同じ、

(註九九) 公裁隨筆、七之卷、

(註一〇〇) 記事條例追加(六十三)北島町友七店吉兵衛旅行留守宅

捨子訴、

(註一〇一) 記事條例追加(六十三)淺草福富町捨子御用所役入江引

取候旨訴四ヶ條

代に於ける村の人格、

(未完)

德田彥安

(註一〇二) 記事條例六十、寺領之捨子町方之者貰受候旨訴竝病死共、

(註一〇三) 同前追加(六十三)淺草三崎門前往還捨子に付御役所手形寫、及手形帳書拔、

(註一〇四) 同前、麁町拾三町目往還捨子貰受再戾度訴、

(註一〇五) 大阪市史、第四卷、下、二〇六九頁、

(註一〇六) 同前、第一卷、八〇四頁、

(註一〇七) 諸事留帳、(自嘉永至慶應)、

(註一〇八) 穂積陳重著、五人組法規集、六三三頁越前國清玉村御仕置五人組帳、

(註一〇九) 記事條例六十、捨子訴之部、

(註一〇一〇) 國家學會雜誌第四百二號、一九頁、中田博士、德川時